

|                  |   |
|------------------|---|
| Title            | 体制転換と金融システムの構造変化(II) : チェコスロバキアの場合  |
| Sub Title        | Systemic transformation and structural changes in the banking system (II)   |
| Author           | 赤川, 元章(Akagawa Motoaki)   |
| Publisher        | 慶應義塾大学出版会   |
| Publication year | 2016  |
| Jtitle           | 三田商学研究 (Mita business review). Vol.59, No.3 (2016. 8) ,p.33- 65   |
| JaLC DOI         |   |
| Abstract         | <p>本稿は、共産主義体制の単一銀行システムから市場経済体制の二層式銀行システムへの転換プロセスにおいて、当時の経済状況に即応して展開された財政・金融政策を踏まえ、国家銀行から分離独立した民間銀行と新設された民間銀行、さらに連邦国家の解体に応じて分割された中央銀行、その結果成立した共和国における新設中央銀行について、法制的・会計的側面にも立脚して実証的に追究することを目的としている。以下4点から構成される。</p> <p>第1は、単一銀行システムの資金流通構造を解明したうえで、体制転換後の二層式銀行システム成立について外国銀行進出を含めた民間銀行開設時の基本ルールと新たに誕生した民間銀行の傾向から分析する。</p> <p>第2は、チェコスロバキア国家銀行SBČSから分離して設立された最大民間銀行コメルチニー・バンカKBの事業展開について、創業当初に作成された2種類の「貸借対照表」から「借方側」と「貸方側」に分けて比較・精査し、また「損益計算書」からは収益状況を検討する。</p> <p>第3は、共産主義体制下の負の遺産としての不良債権問題および世界市場の編成条件としての価格・貿易自由化問題を解明し、それらの諸問題への対応政策と銀行への影響を考察する。</p> <p>第4は、チェコスロバキア連邦共和国の解体に基づいた中央銀行としての国家銀行SBČSの2分割方法の原則と問題点、その結果設立されたチェコ国民銀行ČNB(中央銀行)について、財務状況、組織の特徴、民間銀行との関係(銀行監督)を究明する。</p> <p>The Purpose of this paper is to elucidate in term of the legal basis and accounting aspects, the policy measures of central bank Czechoslovakia State Bank (SBČS), the business conditions of Komerční banka (KB) and matters of Česká Narodní Banka (ČNB) at the time of its establishment in the context of the fiscal and monetary policy of the transition process.</p> <p>1. After the flow of fund of the former Monobank system is defined, the problems of the two-tier banking system in transition period and the basic rules of the private banks including the foreign banks, is examined.</p> <p>2. The actual situation of Komerční banka with two types balance sheet, that has been recorded for the two years of foundation is compared and examined from the debit side and the credit side, then revenue situation also is analyzed from the profitand loss statement.</p> <p>3. Negative legacy, namely the bad loans under the communist regime and organization conditions of the global market, namely the liberalization of prices and trade are discussed about the corresponding policies and the impact on banks</p> <p>4. The principles and the problems of the method of dividing the State Bank SBČS based on the separation of Federal Republic, the financial situation of ČNB founded as this result, the features of its organization and its relations between the private banks (banking supervision ) are considered.</p> |
| Notes            | 論文  |
| Genre            | Journal Article   |
| URL              | <a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20160800-0033">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20160800-0033</a>   |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

赤川元章(Motoaki Akagawa)

本稿は、共産主義体制の単一銀行システムから市場経済体制の二層式銀行システムへの転換プロセスにおいて、当時の経済状況に即応して展開された財政・金融政策を踏まえ、国家銀行から分離独立した民間銀行と新設された民間銀行、さらに連邦国家の解体に応じて分割された中央銀行、その結果成立した共和国における新設中央銀行について、法制的・会計的側面にも立脚して実証的に追究することを目的としている。以下4点から構成される。

第1は、単一銀行システムの資金流通構造を解明したうえで、体制転換後の二層式銀行システム成立について外国銀行進出を含めた民間銀行開設時の基本ルールと新たに誕生した民間銀行の傾向から分析する。

第2は、チェコスロバキア国家銀行 SBČS から分離して設立された最大民間銀行コメルチニー・バンカKBの事業展開について、創業当初に作成された2種類の「貸借対照表」から「借方側」と「貸方側」に分けて比較・精査し、また「損益計算書」からは収益状況を検討する。

第3は、共産主義体制下の負の遺産としての不良債権問題および世界市場の編成条件としての価格・貿易自由化問題を解明し、それらの諸問題への対応政策と銀行への影響を考察する。

第4は、チェコスロバキア連邦共和国の解体に基づいた中央銀行としての国家銀行 SBČS の2分割方法の原則と問題点、その結果設立されたチェコ国民銀行 ČNB（中央銀行）について、財務状況、組織の特徴、民間銀行との関係（銀行監督）を究明する。

The Purpose of this paper is to elucidate in term of the legal basis and accounting aspects, the policy measures of central bank Czechoslovakia State Bank( SBČS), the business conditions of Komerční banka(KB) and matters of Česká Narodní Banka(ČNB) at the time of its establishment in the context of the fiscal and monetary policy of the transition process.

1. After the flow of fund of the former Monobank system is defined, the problems of the two-tier banking system in transition period and the basic rules of the private banks including the foreign banks, is examined.
2. The actual situation of Komerční banka with two types balance sheet, that has been recorded for the two years of foundation is compared and examined from the debit side and the credit side, then revenue situation also is analyzed from the profit

and loss statement.

3. Negative legacy, namely the bad loans under the communist regime and organization conditions of the global market, namely the liberalization of prices and trade are discussed about the corresponding policies and the impact on banks
4. The principles and the problems of the method of dividing the State Bank SBČS based on the separation of Federal Republic, the financial situation of ČNB founded as this result, the features of its organization and its relations between the private banks ( banking supervision ) are considered.

## 体制転換と金融システムの構造変化（Ⅱ）

—— チェコスロバキアの場合 ——

赤川元章

序論 ベルリンの壁崩壊からピロード革命へ

1. ピロード革命へのプロセスと移行戦略をめぐる2つの潮流
2. 旧共産主義体制下における金融システムの構造
3. チェコスロバキアにおける「連邦解体」の問題点
4. 体制転換＝市場経済化における両共和国改革派政権の求心力について  
(以上『三田商学研究』第58巻第5号(2015年12月))
5. 単一銀行システムの構造と体制転換後の民間銀行システム成立時の状況
6. 株式会社銀行コメルチニー・バンカ (Komerční banka, a.s. Praha) KBの事業展開と単一銀行システムの負の遺産
7. チェコスロバキア国家銀行 (Státní banka Československá) SBČSの解体分離によるチェコ国民銀行 (Česká Národní banka) ČNB (中央銀行)の成立  
(以上 本号)

<要 約>

本稿は、共産主義体制の単一銀行システムから市場経済体制の二層式銀行システムへの転換プロセスにおいて、当時の経済状況に即応して展開された財政・金融政策を踏まえ、国家銀行から分離独立した民間銀行と新設された民間銀行、さらに連邦国家の解体に応じて分割された中央銀行、その結果成立した共和国における新設中央銀行について、法制的・会計的側面にも立脚して実証的に追究することを目的としている。以下4点から構成される。

第1は、単一銀行システムの資金流通構造を解明したうえで、体制転換後の二層式銀行システム成立について外国銀行進出を含めた民間銀行開設時の基本ルールと新たに誕生した民間銀行の傾向から分析する。

第2は、チェコスロバキア国家銀行SBČSから分離して設立された最大民間銀行コメルチニー・バンカKBの事業展開について、創業当初に作成された2種類の「貸借対照表」から「借方側」と「貸方側」に分けて比較・精査し、また「損益計算書」からは収益状況を検討する。

第3は、共産主義体制下の負の遺産としての不良債権問題および世界市場の編成条件としての価格・貿易自由化問題を解明し、それらの諸問題への対応政策と銀行への影響を考察する。

第4は、チェコスロバキア連邦共和国の解体に基づいた中央銀行としての国家銀行SBČSの2分割方法の原則と問題点、その結果設立されたチェコ国民銀行ČNB(中央銀行)について、財

務状況、組織の特徴、民間銀行との関係（銀行監督）を究明する。

<キーワード>

単一銀行（一層式銀行システム）、二層式銀行システム、民間銀行開設時の基本ルール、外国銀行、コメルチニー・バンカ（KB）、チェコスロバキア国家銀行（SBČS）、開業時における貸借対照表、整理再興銀行（KOB）、国有財産管理基金（FNM）、継続的な運転資金貸付（TOZ）、チェコスロバキア通貨バスケット方式、通貨分離法、整理再興プログラム I、チェコ国民銀行（ČNB）、銀行監督グループ（BSG）、ドイツ・ブンデスバンク、トショヴスキー

## 5. 単一銀行システムの構造と体制転換後の民間銀行システム成立時の状況

### (1) 単一銀行システムから二層式銀行システムへ

二層式銀行システムへの転換プロセスは、1990年1月1日に発効された銀行法（No.158/1989Coll.）に基づき、チェコスロバキア国家銀行（Statní Banka Československá, 以下 SBČS と略す）の商業銀行機能の撤廃から開始された。この機能は、チェコとスロバキアに新たに設立された国有銀行、コメルチニー・バンカ（Komerční banka, 以下 KB と略す）とヴェシエオベツィナー・ウーヴェロヴァー・バンカ（Všeobecná úverová banka, 以下 VÚB と略す）と既存のインヴェスチツィニー・バンカ（Investiční banka, 以下 IB と略す）に継承され、チェコ共和国とスロバキア共和国の企業貸付に関して大部分は KB と VÚB が引き受け、IB は長期の設備投資貸付の一部のみを分担した。KB と VÚB の両行は、SBČS によって設立され、IB は連邦財務省によって再組織され、その支援を受けた。その結果、SBČS は組織の分離・独立が可能となり、直ちに中央銀行の旧来の活動に復帰した。<sup>1)</sup> これらの銀行以外にも、既に活動していた国有事業銀行、ジヴノステンカー・バンカ（Živnostenská Banka）、チェコスロヴェンスカー・オブホドニー・バンカ（Československá Obchodní banka, 以下 ČSOB と略す）および両共和国に分割された国家信用金庫、チェスカー・スタートニー・スポシテルナ（Česká Státní Spořitelna, 以下 ČSS と略す）とスロヴェンスカー・シュタートナ・スポシテルニャ（Slovenská Štátna Sporiteľňa, 以下 SSS と略す）も引き続き事業を継続し、これらの全ての銀行に対し更なる発展を求めて、外国為替業務の免許を有するユニバーサルバンクとして認可・発足させた。<sup>2)</sup> この二層式銀行システムへの転換時点では、両共和国において SBČS の商業銀行機能を独占することとなったこれらの新銀行は「制度および引き継ぎ事業を運営・管理する十分な条件の準備なく設立された」<sup>3)</sup> としても、「迅速」な改革路線<sup>4)</sup>

1) Müller, H., Finanzmärkte im Transformationsprozeß – Eine Untersuchung am Beispiel Polens, Ungarns, Tschechiens und Rußlands, Deutscher Sparkassenverlag Stuttgart, 1993, Stuttgart, S.101.

2) Kern, H., Analyse der Bankensysteme der Tschechische Republik, der Slowakei und Rußlands, eurotrans-Verlag, Weiden und Regensburg, 1997, S.29.

3) Gömmel, R. & Braum, H., "Die Entwicklung des Bankensystems in der Tschechischen Republik nach 1989 in historischer Perspektive" in: Bankhistorisches ARCHIV, 22 Jahrgang, Heft 1, Juni 1996, 16–7.

4) Czech National Bank, Czech National Bank 1993–2003, 2003, p.4.

からすれば、転換期の一プロセスであった。

元来、共産主義計画経済体制下では財政・金融制度の指導的地位を占めたのは「国家予算」(State budget)であり、「企業セクター」や「家計セクター」において、発券銀行として貨幣流通とその調節、出納業務、貨幣決済、信用供与などの諸機能を担っていたのが、「中央銀行」と「独占的商業銀行」の両業務を遂行していた「単一銀行」(Monobank)であった。

しかし、この一層式銀行システムでは、「これらの範疇の相違する2つのセクターに対して貨幣流通は、2つの別々の回路(two disitinct circuits)に分離されていた。「一方の回路の不均衡は、他方の回路の貨幣流通を混乱させることはなかった。結果的には、2つの大銀行が存在していたということであり、それぞれの回路では独占的であった」からである。例えば、「企業セクター」では、企業や団体との取引決済には、主として口座を通した銀行の振り替えが一般的であり、決済業務と信用業務を媒介にして銀行が「企業セクター」を計画的に管理していた。このような非現金決済の「企業通貨」(enterprise money)に対して、他方の「家計通貨」(household money)は、まさに、「現金」(cash)そのものであった。この規定は、「計算単位」と「価値貯蔵」の機能には該当するが、「当局によって供給された消費財……に対する交換手段」としては機能するとしても、「普遍的な購買力」手段ではなかった。したがって、一層式銀行システムの下では、実際には、2つの相違した貨幣流通システムが実在し、「単一銀行」の2つのセクションが、相互に他方の業務経験を有することなく、実際には独立した2つの単一独占銀行のように運営されていたのである。<sup>5)</sup>

そして、中央計画経済下では「生産目標(Production Targets)の役割が極めて重要であった」から、「計画目標を達成するためには、企業は支払いの有無に関係なく、他企業に対して財を供給する必要があった」。このことが、制度的に可能であったのは、「全ての不払い債務は、最終的には、国家によって支払われる」保証が確立されており、企業には「即座に供給者に支払ったり、銀行信用の返済を行ったりする理由がなかったからである」。そのため、「単一銀行は……企業の収益性や融資返済の見通しに対して関心を持たず、貸出においては営利基準の適用経験がなかった」。その背景には、コルナイ(Kornai, J.)も指摘するように、「予算制約の緩和(Softening the budget constraint)」、すなわち「支出と収入間の厳格な関係の弛緩」によって支えられる債務の補填構造が存在していたからである。しかし、「中央銀行と商業銀行へと分割された単一銀行の廃止で、この緩和への期待は消失した」が、かかるシステム内で展開された企業と金融機関との関係やそこで醸成された慣行などを払拭するのは容易ではなかった。また、「単一銀行の決定権は、<sup>6)</sup>

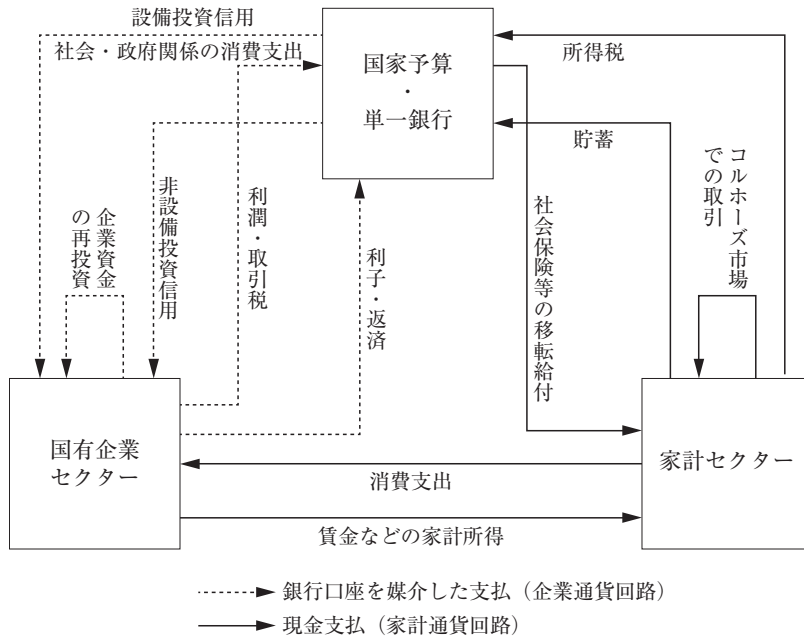
5) Green, D. and Petrick, K., "Introductory Overview" in: Banking and Financial Stability in Central Europe (Edited by Green, D. and Petrick, K.), Edward Elger, Cheltenham, UK·Northampton, MA, USA, 2002, pp.2-4.

「移行開始にあたって、貨幣回路の分離は廃止された。すなわち企業通貨と家計通貨の区分は、それらの特殊化された諸機能を含めて撤廃された。貨幣は、少なくとも、市場経済下の国と同様に、計算単位、価値貯蔵、何の制限もない交換手段として役立つものとなった。……しかし、移行が開始されても、異なった銀行の専門化された特性、産業銀行と家計銀行との明確な区分は、依然として引き続き残っていた」(Green, D. and Petrick, K., op. cit., p.4).

6) Green, D. and Petrick, K., op. cit., pp.4-5.



第1図 中央計画経済下の貨幣流通システム



出所) Green, D. and Petrick, K., op. cit., p.3を加筆して作成。

1980年代初期から非設備投資信用 (noninvestment credits) の認可<sup>7)</sup>, すなわち「在庫品, 賃金, 中間生産物」などへの「短期」貸付に限定されていた。これに対して「設備投資信用は, 固定資本の調達のみに充用され, 計画当局が決定権を持っており, 計画で策定された設備投資部分は自動的に単一銀行を通して融資されることが原則であった」。ただ, 正確に言えば「単一銀行が, 企業自体の留保資金と国家予算による資本支出が割り当てられた後, 通常では, (計画実現のために不可欠な) 不足分も含めて融資する」仕組みであった。以上のような中央経済計画下の貨幣流通構造を図示すれば, 第1図のようになる。

7) Bulíř, A., "Business Cycle in Czechoslovakia under Central Planning: Were Credit Shocks Causing It?" in: *Journal of Comparative Economics*, Volume 26, Number 2, June 1998, pp.228-31. 共産主義中央計画経済下の全体構造について, 行政機構および公企業を対象としたカメラル会計の枠組みから考察すれば, 効率性の度合いや許容範囲の大きさを度外視すれば, 制度自体の管理システムは一般的原則に基づいていた。ヴィンケルマン (Winckelmann, H.) は云う。「財政計画の区分および個々の収入と支出の帰属については, それらの実質的な所属は決定的である。財政計画は, 出来る限り個別的な目的を組み入れるようにする。正規の財政計画にとって……全体的な収入・収支の均衡原則 (Grundsatz der Gesamtdeckung) は, 全収入が全支出を補償するという関係にある。……特定目的へ支出が制限された場合に対応した所謂目的の規定された収入が問題となる。(ここでは) 実質的拘束もまた例外によって緩和される。事前に正確かつ完全に起こり得る事象を全て見積もることは不可能であるからである。従って, 一定の枠内では些少の事柄のために追加支払いが実施出来ない場合には, 収入と支出の調整によって見積もられる」(Winckelmann, H., *Kameralistische und kaufmännische Rechnungslegung in öffentlichen Verwaltungen und Betrieben*, DUNCKER & HUMBLOT/BERLIN, 1950, S.28-9) と。共産主義計画経済下では, 全ての組織単位が単一の国家機構に統合されているため, 規制された組織とはいえ, 組織間の調整が不可欠な要素であったのは, 必然であった。

第1表 チェコスロバキアにおける各銀行の店舗数・預金・貸出の構成

| 銀行名  | 1990年度末 |        | 1991年度9月末 |        |
|------|---------|--------|-----------|--------|
|      | 預金 (%)  | 貸出 (%) | 店舗数 (店)   | 預金 (%) |
| KB   | 17.5    | 47.8   | 168       | 14.7   |
| VÚB  | 7.9     | 20.1   | 79        | 6.7    |
| IB   | 8.3     | 14.6   | 126       | 7.4    |
| ČSS  | 62.3    | 10.3   | 2682      | 40.8   |
| SŠS  |         |        | 800       | 18.6   |
| ČSOB | 4.0     | 7.2    | 17        | 4.7    |
| その他  |         |        |           |        |

出所) 1990年度末については、Jonáš, J., *Ekonomická transformace v České republice*, 1997 (Židek, L., *TRANSFORMACE ČESKÉ EKONOMIKY 1989-2004*, Praha, 2006, p.197より重引)。同書ではČSSとSŠSは合算され、ČSOBはその他に含まれている。1991年度9月末については、Economic/Czechoslovak Market Information Service, *Banking in Czechoslovakia, - Special report by the Czechoslovak Market newsletter - October 1991*, pp.8, 13-15より作成。但し、店舗数に関してはKB、VÚBとIBは支店と代理支店を、ČSSとSŠSは支店、代理支店、地方営業所を、またČSOBは外国支店を含む。

移行期当初、市場経済への転換と二層式銀行システムへの移行は、正に貨幣機能の習熟さえ含み、旧銀行制度の解体および金融業務全般のシステム変更とその整備という大改革事業であった。中央計画経済下の一層式銀行システム内の専門性を排除して、「金融市場では、より多くの銀行が競合し、そのことによってシステム全体が効率的になり、好ましいという認識<sup>8)</sup>」に基づいて、銀行間競争の導入を図ったとしても、二層式銀行システムの初期段階では、なお依然として旧体制の遺産や慣行が残り、「単一銀行」出自の独占的な国家銀行が専門領域に偏して圧倒的な占有率を保持していたのも当然であった。

このことは、銀行活動の原則としては、著しくバランスを欠く状態であり、自立した銀行経営への転換には、さらに多くの時間と模索が必要となる。1990年末から1991年9月末までの各銀行の基本的指標を検討すると、国家的な資金循環構造を踏まえた歪な「移行期の組織」(Übergangsordnung)が浮かびあがってくる。まず、資金集中の局面であるが、両共和国において預金業務を専業とした旧国家信用金庫、ČSSとSŠSの2行が店舗数の著しい夥多に応じて、全預金量のほぼ60%を保有していた。これに対して、SBČSの商業銀行業務のみを主として継承したKB、VÚBとIBは、3行で30%にも満たなかったが、これら先行する国家銀行の5行で、全体の90%を支配していた。他方、この傾向とは逆に、貸出業務の局面では、KB、VÚBとIBの3行で、80%以上を占め、企業への融資を独占した(第1表参照)。

預金業務と貸出業務の不均衡な状態にある銀行とはいえ、SBČSは旧システム時代の同行の不良債権を、主に貸出業務を移譲したKB、VÚBに負荷させ、この限りでは、まだ「金融市場にお

8) Matoušek, R. & Taci, A., "Banking and Supervision in Associated Countries: A Case Study of Czech Republic" in: *Banking and Financial Stability in Central Europe* (Edited by Green, D. & Petrick, K.), Edward Elgar, Cheltenham, UK·Northampton, MA, USA, 2002, pp.89-90.



ける権力構造」(Machtstruktur)の頂点に立つとしても、<sup>9)</sup> 厳しい制約を課せられた市場経済への挑戦であった。

## (2) 民間銀行設立の基本ルールと外国銀行の進出

1992年、チェコスロバキア銀行システムにおいて、既に施行されている変更、および現在導入されつつある変更に関して国民に情報開示する目的でSBČSは、小冊子『チェコスロバキア国家銀行とチェコスロバキア銀行システム』を刊行した。同小冊子の「チェコスロバキア銀行システムにおける現状と趨勢」の項目の中で、体制転換された後に制定された「新銀行法の主要規則と銀行システムに包括された業務範囲」が記載されている。

また、チェコスロバキア市場インフォメーション・サービスによって発刊されたニュース・レター『チェコスロバキア銀行業』(1991年10月号)でも、銀行法に関する主要規則が取り上げられている。この2つの資料より、チェコスロバキア民間銀行設立時の基本ルールとその適用を集約すれば、以下の通りである。

- 1) 銀行とは、株式会社もしくは国有金融機関の形態を有し、チェコスロバキアに本店を設置する法人で、銀行活動の免許を受けて公衆から預金を受け、資金を貸し付ける業務を行う事業体である。なお、その他の業務として、自己勘定での証券投資、リース業などを行うことも可能である。この免許は、銀行およびチェコスロバキアで支店開設を所望する外国銀行支店にSBČSによって(財務省の同意または協定に基づいて)与えられ、また、銀行および外国銀行支店はSBČS下で行われる銀行監督に従う義務を有する。
- 2) 銀行免許の必要条件として、①十分な規模の銀行資本金(SBČSによって公表された最低資本金規模以上)とその出所、それ以外の資金、②提示された銀行活動に応じた専門的・組織的施設、③銀行経営に従事する職員の専門性と品位(integrity)、④銀行の予測される将来(当初3年間)の流動性と収益性に関する概算、などの点を明記してSBČSに申請し、SBČSは査定したうえで申請後の6か月以内に認可を決定する。
- 3) 銀行による報告義務を伴うSBČSの許認可事項は、①非銀行企業の株式資本金の10%以上を取得する場合、または銀行資本金の10%以上の株式を非銀行企業へ供与する場合、②銀行資本金および準備金の25%以上の金額で非銀行企業に参加もしくは株式の取得の場合、③既存銀行で5%以上の外国人による資本参加があった場合、④銀行合同、銀行分割、銀行資本削減(損失による削減は除く)などの場合であり、それ以外に事情によっては、免許取り消しの場合もありうる。<sup>10)</sup>

9) Keilhofer, F. X., *Wirtschaftliche Transformation in der Tschechischen Republik und in der Slowakischen Republik*, Gustav Fischer Verlag, Stuttgart·Jena·New York, 1995, S.197-8.

10) 銀行免許の取り消し要件は、①銀行設立資本金が1年間で50%以上の損失によって減少した場合、②銀行が18か月以上にわたって公衆からの預金の受け入れが無かった場合、③申請時に提出された虚偽の情報に基づいて免許が取得された場合、④チェコスロバキアで活動している支店銀行の親銀行が、本店所在地の国で免許を喪失した場合、などである(The State Bank of Czechoslovakia, THE STATE BANK OF CZECHOSLOVAIA AND THE CZECHOSLOVAK BANKING SYSTEM, 1992, p.18)。

4) 銀行には、特別な関係にある人（大株主・取締役・監査役・SBČSの理事など）との事業取引が禁止され、また銀行は会計法（the Act on Accounting）に則して、勘定を記録し、監査人によって主要な会計書類の監査を受け、監査報告書の伴う年次財務諸表の公開が義務付けられる。<sup>11)</sup>

そのうえで、小冊子『チェコスロバキア国家銀行とチェコスロバキア銀行システム』では、「チェコスロバキア銀行システムの発展政策」として、「銀行システムにおける最大変化」をもたらした4領域を取り上げる。第1は、競争の漸次的展開であり、新規国内銀行と外国銀行の開設、および最大銀行の支配的地位の後退化がその内容である。第2は、チェコスロバキア銀行業の近代化であり、ここでは銀行の財務状況の改善と民営化、新たな事業戦略と銀行テクノロジーが問題となっている。第3は、銀行インフラストラクチュアの近代化であり、新たな銀行間決済支払システムや一般公衆向け支払システムの構築、銀行会計と統計の整備、教育・訓練システムの創成などである。第4は、金融市場の形成であり、新規の法整備と金融市場商品の導入に言及している。<sup>12)</sup>

1990年1月1日に発効した銀行法に基づき、翌年以降、チェコスロバキアでは銀行設立の申請が急増した。全体的傾向では「アングロサクソンの組織の専門金融機関ではなく、西側中欧のユニバーサルバンクシステムに準拠するもの」が主体であった。1992年2月に公布された銀行法の第2改正法が3月1日より施行され、この改正法では「チェコスロバキア銀行システムにおける外国銀行」の参加規定が緩和され、外国銀行に対して4つの方式に基づいて、事業運営の権利が認可された。この段階を契機として、政府は金融市場をほぼ独占していた旧国家銀行SBČSの継承金融機関（KB, IB, ČOBS, ČS, ÚB, ŠSS）の6行における国家所有を30%～40%に削減する目標を設定した。こうした「チェコスロバキアの一貫した移行政策は西側投資家への信頼を喚起し」、<sup>13)</sup>「既に早期から銀行もまたチェコスロバキア市場への足掛かりを求める誘引」でもあった。1992年3月、SBČSによれば、42か所の外国銀行駐在員事務所、43行の事業銀行（そのうち、26行が国内銀行、11行が外国資本参加の国内銀行、6行が外国資本の完全所有銀行）、そして1行が海外本店を有する国内銀行であった。<sup>14)</sup>

1993年1月1日、チェコスロバキア連邦共和国（ČSFR）は解体され、チェコ共和国とスロバキア共和国が分離・独立し、連邦政府は廃止された。しかし、以前から継続していた銀行設立ブームはチェコ共和国の成立後もそのまま持続していた。チェコ共和国に限定して銀行設立状況

11) The State Bank of Czechoslovakia, op. cit., pp.16-8 and Economix/Czechoslovak Market Information Service, op. cit., p.8.

12) The State Bank of Czechoslovakia, op. cit., p.19.

13) Schröder, K., Pieper, B., Osteuropas Bankensystem Problematische Sanierung und Privatisierung der Staatbanken, Nomos Verlag, Baden-Baden, 1996, S.77-8 and The State Bank of Czechoslovakia, op. cit., pp.19-20. なお、外国銀行の参加規定の方式は次の4通りである。①外国銀行を代表する駐在員事務所、但し、銀行業務は不可、②ジョイント・ベンチャーとして設立された合弁銀行、③100%外国資本のジョイント・ベンチャーとして設立された外国銀行の独立企業、④外国銀行の支店、および子会社（The State Bank of Czechoslovakia, op. cit., pp.19-20）。

14) The State Bank of Czechoslovakia, op. cit., p.20.

第2表 銀行グループ別行数の動向

(単位：行数)

| 年度     | 1990 | 1991 | 1992 |
|--------|------|------|------|
| 大銀行    | 5    | 6    | 6    |
| 外国銀行   |      | 4    | 8    |
| 小規模銀行  | 4    | 14   | 19   |
| 外国銀行支店 |      |      | 3    |
| 特殊銀行   |      |      | 1    |
| 合計     | 9    | 24   | 37   |

出所) ČESKÁ NÁRODNÍ BANKA, BANKING SUPERVISION IN THE CZECH REPUBLIC, 1996, p.13.

を銀行グループ別行数の動向から確認すれば、1990年度では、既存の大銀行の5行を含めて9行、91年度では外国銀行も進出し、小規模銀行も14行開設されて全体で24行。92年度では、この傾向がさらに拡大し、外国銀行支店および特殊銀行としての建築協同金庫 (Building Societies) などの新規銀行グループも加わり、37行にも及んだ (第2表)。

1993年8月の時点におけるチェコ共和国の銀行について、資本所有構造を基本にして類別したのが、第2図である。チェコ資本によって統治されている銀行は、国家所有も含めて25行、外国資本の参加、チェコ資本と外国資本とのジョイント・ベンチャー、完全に外国資本の銀行も合計で25行、両者はこの時点で、数的には拮抗していた。体制転換による民営化と金融市場の開放はチェコ共和国の銀行システムに画期的な変化をもたらしたのである。例えば、伝統的な事業銀行であり、旧体制下では小口顧客の為替業務と旅行代理店であったジブノステンカー・バンカさえ、早くも資本金13億6000万コルナの株式会社へと転換し、30%が国家の持分、40%がドイツのBHF銀行、12%が世界銀行グループのIFC、そして残部がクーポン民営化によるチェコ国民の所有に属し、資本所有構造が多極化していった。<sup>15)</sup><sup>16)</sup>

## 6. 株式会社銀行コメルチニー・バンカ (Komerční banka, a.s. Praha) KBの事業展開と単一銀行システムの負の遺産

### (1) コメルチニー・バンカの設立と開業時点の財務状況

1990年1月1日にチェコスロバキア銀行システムの新体制として国家銀行SBČSから分離独立し、創業当初はなお国家金融機関であったコメルチニー・バンカ (Komerční banka, s.p.ú. Praha) は、SBČSの利用可能な資産のほぼ半分余 (40億ドルのうちの220億ドル) を継承して成立し、全<sup>17)</sup>

15) Weber, U., Direktinvestitionen in der Tschechischen Republik, Diss, DIFO Druck GmbH, Bamberg, 1994, S. 256-7.

16) Gömmel, R./Braun, H., a.a.O., S.22.

17) Halushka, A. A., The Financial System of the Czech Republic, Reihe Osteuropa/East European Series No.46, Institut für Höhere Studien (IHS), Wien, October 1997, p.6.

第2図 チェコ共和国における事業銀行の資本所有構造（1993年8月）



出所) Česká Národní Banka (Weber, U., a.a.O., S.257より重引)。

ての種類の外貨取引も可能な最高価値 (Z1) の免許を認可されたチェコ最大のユニバーサルバンクとして出発した。この時点では同行は、ボヘミアとモラヴィア地域にある SBČS 旧支店網の 387 の銀行事務所を有し、その内貸出および外貨口座の設置などを認可された営業支店は 98 か所であった。KB の主要な取引先は企業であり、チェコに本店を設置された大企業と中堅企業が中心であった。ただ、これらの企業に対する貸出の特徴はほぼ 60% が長期の貸出であり、既に触れた様に旧体制の企業関係をそのまま引き継いでいた。<sup>18)</sup> 1990 年当時の銀行職員数は 8,000 人、銀行頭取のザルツマン (Salzmann, R.) は SBČS 出身で、政権与党「市民民主党」(ODS) の創立メン

18) Kern, H., a.a.O., S.77-9.

バーであり、監査役会の役員には財務省やSBČSの関係者も含まれ、このことは、政府の政策の一般的な方向性を支援していくことを意味していた。<sup>19)</sup>

KBは、開業当初より、積極的に民間企業家への融資を進めると共に、新しい事業領域として投資銀行業務も導入し、産業企業の有価証券発行なども行い、さらにコンサルタント業務の開拓へと間口を広げていった。その結果、1991年の時点では、既に事業上の顧客によって800,000口座が開設され、その内250,000が外国為替口座であった。また、KBは証券市場の形成と充実に積極的に関与し、証券取引所設立委員会のメンバーとなり、プラハ証券取引所において自行の最初の債券発行として1991年7月、10億コルナ（額面1,000コルナ、販売価格991コルナ、満期5年、金利8%）を実施し、9.91億コルナの資金を調達した。この8%の当初の利子率は23%まで順次変更されていった。その他、KBは海外の銀行とも意欲的に連携を志向し、当初の最大プロジェクトは、ソシエテ・ジェネラル（Société Générale, 75%出資）とKB（25%出資）との共同でSociété Générale - Komerční banka SGKBを資本金3.24億コルナで設立。その他、クレディト・アン・シュタルト銀行連合（Creditanstalt-bankverein, Wien）と共同してCACリース会社を設立した。<sup>20)</sup>

1990年1月1日、全株式を国家が所有する株式会社銀行として開業されたKBは、創業資本金は、30,941万コルナ、2年後には5,005万コルナへと増資し、バウチャー民営化の第1波の枠内で、部分的に株式公開が行われた。持分の44%はなお政府系の「国有財産管理基金」（Fond Národního Majetku, 以下FNMと略称）に所有されたとはいえ、その他、41.7%が「資本会社」（Investiční Společnost）と「投資信託」会社（Investiční Fond）、6.7%が小規模投資家の保有へと分散された。<sup>21)</sup>

KBの年次報告書（VÝROČNÍ YPRÁVA）の貸借対照表（Balance）は、1990年度末の開業1年間の決算を表記した同一の財務状況について、開業後の最初の貸借対照表「A（開業年度貸借対照表）」と次年度に発表され、前年度分も記載された新たな貸借対照表「B（次年度貸借対照表）」の全く相違した2種類が作成された。移行期の特殊な状況の中で早急に立ち上げた結果であろう。

19) Myant, M., *The Rise and Fall of Czech Capitalism*, Edward Elgar, Cheltenham, UK · Northampton, MA, USA, 2003, p.153.

20) Economix Czechoslovak Market Information Service, op. cit., p.13. 「1990年7月1日に発行され、1995年に償還される。利子は半年毎に支払われる」。この「23%債券」は証券市場では、利回りは14.6%で流通した（KOMERČNÍ BANKA, ANNUAL REPORT 1993, p.28 and p.34）と記述されているように、体制転換期の証券市場での消化・流通のためには、たとえ政府系金融機関といえども長期貸出金利上回る金利で債券市場価格を支えたと言えよう。

21) Keilhofer, F. X., a.a.O., S.198. また、この第1波で、KBの株式を購入した「資本会社」と「投資信託」会社は10社あり、その中の独立系「資本会社」ハーバード・キャピタル・コンサルティング（Harvard Capital and Consulting, a.s.）は17.6%を取得し、KBの監査役会のメンバーともなった。小規模個人投資家数は103,000人であった（Myant, M., op. cit., p.153 and Mejstřík, M., *Czech Investment Fund as Part of Financial Sector and their Role in Privatization of the Economy*, Reform Round Table Working Paper 14, Institute of Economic Studies, Faculty of Social Sciences, Charles University, May 1994, p.16.）。なお、「国有財産管理基金」（FNM）、「資本会社」、「投資信託」会社に関しては、拙稿「チェコスロバキアにおける国有企業の民営化プロセスについて」『三田商学研究』第43巻第6号（2001年2月）23-8頁、拙稿「チェコスロバキアにおけるバウチャー方式民営化の構造と問題点」『三田商学研究』第47巻第3号（2004年8月）41-59頁および拙稿「体制転換の過渡期における所謂“移行機関”の役割について」研究年報『経済学』東北大学, Vol.74, No.4（March 2014）, 66-72頁参照。



これらの2種類の貸借対照表は継続性原則からも大幅に乖離し、両者の間には勘定科目の区分と名称、配列などの表記方法について著しい不対応がみられる。また、これらの2種類の貸借対照表に記載された年度、すなわち「A（開業年度貸借対照表）」では1990年度末、「B（次年度貸借対照表）」では1990年度と1991年度末で示された事業状態に関し、借方側と貸方側とに区分けして整理・点検すると、国家銀行の事業を継承して市場経済に編成された創業時KBの財務内容の特徴と共産主義計画経済時代の負の遺産の問題点が明らかになる。まず、同一年度、1990年度末の資産・負債が記載されている2種類の貸借対照表、先行した「A（開業年度貸借対照表）」と「B（次年度末貸借対照表）」との対応関係を考察する。

#### 1) 開業時における2種類の貸借対照表の比較分析

さしあたり、第3表（借方側）の勘定科目の対応関係のみに限定して、実質的内容の共通性に目を付けて点検する。

a) A1「支払手段・参加」(Platební prostředky a účasti)とA3「支払手段・参加(外貨)」(v zahraničních měnách)の両勘定科目の内、前者の(現金在高)(Pokladní hotovost)の項目への対応は、B1「現金在高」(Pokladní hodnoty)勘定科目の(現金)(Pokladna)と(その他現金在高)(ostatní pokladní hodnoty)(外貨)の項目に区分して統合されている。またA1とA3の「参加」(účasti)の部分は、新たな勘定科目のB2「有価証券・参加」(Cenné papíry a účasti)として纏められている。なお、これらの勘定科目群の主体は(外貨)であり、それぞれ年度末の相場で換算された金額である(以下、「」は勘定科目、( )は項目を示す)。

b) A2「貸付」(Úvěry)とA4「企業貸付(外貨)」(Úvěry a pohledávky v tuzemsku v zahraničních měnách)を加えた数値がB5「顧客への貸付」(Úvěry zákazníkům)の数値に匹敵する。ここでは、A2の(4年未満)(úvěry do 4 let)とB5の項目(中期:1年以上4年未満)(střednědobé od 1 roku do 4 let)の数値が同一金額である。また、比較的少額のA4を点検すれば、B5の(短期:1年未満)(krátkodobé do 1 roku)の中に包摂されているのは明らかである。このA2では、(10年未満)(úvěry do 10 let)は、B5では(長期:4年およびそれ以上)(dlouhodobé 4 a více let)と表記が修正され、A2の様に(企業貸付)(úvěry podnikům)と(個人貸付)(úvěry soukromníkům)との貸付対象の区分は計上されていない。ただし、この部分は「B（次年度末貸借対照表）」では、別出の「顧客グループ別貸出先構成」(Struktura úvěrů podle skupin klientů)として「非銀行への貸出」項目の中で国有企業を総称した「国家経済組織」(Státní hospodářské organizace)、「協同組合・協同組合基金」(Družstva a družstevní fondy)、「私企業」(Soukromí podnikatelé)、「その他」に区分され、短期・中期・長期の貸出期間別に類別して計上されている<sup>22)</sup>。

c) A5「外国に対する債権」(Pohledávky v zahraničí)は、B4「預金・銀行に対する債権」(Vklady a pohledávky u bank)内の(外国銀行)(zahraničních bank)に対する債権として組み込まれている。さらにA6「支払債権」(Pohledávky z platebního styku)項目が国内銀行に対する債権のB4の4分の3を構成して、残りは、B3「SBČSに対する債権」(Pohledávky vůči SBČS)、具体

22) KOMERČNÍ BANKA, VÝROČNÍ ZPRÁVA, 1991, p.36.



第3表 KBの開業時における貸借対照表（1990年度・1991年度：借方側）

（単位：1,000コルナ）

| A（開業年度貸借対照表）   |             | B（次年度貸借対照表）    |             |             |
|----------------|-------------|----------------|-------------|-------------|
| 1990年度末        |             | 1990年度末        |             | 1991年度末     |
| 1. 支払手段・参加     | 437,397     | 1. 現金在高        | 1,814,520   | 7,929,150   |
| （現金在高）         | 417,652     | 現金             | 1,680,305   | 7,558,763   |
| （有価証券・参加）      | 13,200      | （外貨）           | 1,258,290   | 5,907,999   |
| 2. 貸付          | 279,099,141 | その他現金在高        | 134,215     | 370,387     |
| （1年未満）         | 68,918,551  | （外貨）           | 132,633     | 366,163     |
| （4年未満）         | 41,941,776  | 2. 有価証券・参加     | 93,927      | 15,835,920  |
| （10年未満）        | 168,238,814 | 3. SBČSに対する債権  | 6,351,639   | 21,496,419  |
| （企業貸付）         | 277,728,052 | （拘束支払準備金）      | 6,351,539   | 21,454,255  |
| （個人貸付）         | 1,371,089   | 4. 預金・銀行に対する債権 | 19,835,881  | 16,091,462  |
| 3. 支払手段・参加（外貨） | 1,471,050   | （国内銀行）         | 14,592,195  | 2,270,000   |
| 4. 企業貸付（外貨）    | 770,849     | （外国銀行）         | 5,243,686   | 13,821,462  |
| 5. 外国に対する債権    | 5,243,686   | 5. 顧客への貸付      | 279,869,990 | 183,954,246 |
| 6. 支払債権        | 20,943,734  | （短期：1年未満）      | 69,689,400  | 103,709,713 |
| 7. 建物・施設       | 1,534,977   | （中期：1年以上4年未満）  | 41,941,776  | 45,700,690  |
| 8. 備蓄品         | 40,569      | （長期：4年およびそれ以上） | 168,238,814 | 34,543,843  |
| 9. その他借方残高     | 7,763,283   | 6. 建物・施設・その他資産 | 997,866     | 2,674,735   |
| （利益税支払分）       | 6,404,958   | 7. その他借方残高     | 8,340,863   | 4,954,317   |
| 借方合計           | 317,304,686 | 借方合計           | 317,304,686 | 252,936,249 |

出所) KOMERČNÍ BANKA, VÝROČNÍ ZPRÁVA, 1990, p.28 and 1991, p.32.

的な項目としては（拘束支払準備金）（povinné peněžní rezervy）として計上されている。

d) A7「建物・施設」(Budovy a zařízení), A8「備蓄品」(Zásoby), A9「その他借方残高」(Ostatní aktiva)の科目群の合計とはB6「建物・施設・その他資産」(Budovy, zařízení a ostatní majetek), B7「その他借方残高」(Ostatní aktiva)の科目群の合計は数的にはほぼ均衡する。ただし、これらの科目の個々の具体的資産内容についての判別は困難である。

引き続き、第4表（貸方側）についても同様に勘定科目およびその内訳の項目の数値に着目し、対応関係のみに限定して点検する。その際、ここではまず、同一金額を表記している勘定科目を順次取りだし、その後、残余の勘定科目の対応関係の状態について検討する。

a) ① A3「債券発行」(Vlastní emise obligací)は、B6「債券発行」とチェコ語も同一表記で記載されている。② A4「SBČSからの借入金」(Úvěry od SBČS)の内訳（1年未満）(do 1 roku)と（1年以上）(nad 1 rok)は、B1「SBČSに対する債務」(Závazky vůči SBČS)の内訳2項目（短期債務）(krátkodobé závazky)と（長期債務）(dlouhodobé závazky)に、③ A5「外貨預金」(Vklady v zahraničních měnách)は、B4「顧客に対する債務」(Závazky vůči klientům)の1項目（外貨建て債務）(závazky v zahraniční měně)に、④ A6「外国に対する債務」(Závazky v zahraničí)は、B2「銀行に対する債務」(Závazky vůči bankám)の1項目「外国銀行に対する債務」

第4表 KBの開業時における貸借対照表(1990年度・1991年度:貸方側)

(単位:1,000コナ)

| A (開業年度貸借対照表)    |             | B (次年度貸借対照表)       |             |             |
|------------------|-------------|--------------------|-------------|-------------|
| 1990年度末          |             | 1990年度末            |             | 1991年度末     |
| 1. 本源的預金         | 55,539,757  | 1. SBČS に対する債務     | 60,851,539  | 765,369     |
| (要求払)            | 51,225,976  | (SBČS への支払勘定)      | 6,351,539   |             |
| (期限付き: 1年未満)     | 576,812     | (短期債務)             | 16,900,000  | 765,369     |
| (期限付き: 1年以上4年未満) | 2,839,169   | (長期債務)             | 37,600,000  |             |
| (期限付き: 4年以上)     | 897,800     | 2. 銀行に対する債務        | 131,260,392 | 107,416,383 |
| (企業預金)           | 50,586,141  | (要求払)              | 9,499,529   | 28,399,597  |
| (個人預金)           | 4,953,616   | (期限付き: 4年未満)       | 105,350,000 | 59,550,000  |
| 2. 金融機関預金        | 160,160,015 | (期限付き: 4年以上)       | 15,000,100  | 15,000,100  |
| (要求払)            | 18,809,815  | (外国銀行に対する債務)       | 1,410,763   | 4,466,686   |
| (期限付き: 4年未満)     | 120,350,100 | 3. その他金融機関に対する支払債務 | 22,782,205  | 7,116,998   |
| (期限付き: 4年以上)     | 21,000,100  | 4. 顧客に対する債務        | 77,823,857  | 109,913,301 |
| 3. 債券発行          | 991,289     | (要求払)              | 46,430,436  | 82,011,564  |
| 4. SBČS からの借入金   | 54,500,000  | (期限付き: 1年未満)       | 576,812     | 4,853,458   |
| (1年未満)           | 16,900,000  | (期限付き: 1年以上4年未満)   | 17,750,649  | 3,058,790   |
| (1年以上)           | 37,600,000  | (期限付き: 4年以上)       | 6,884,900   | 8,032,465   |
| 5. 外貨預金          | 6,181,060   | (外貨建て債務)           | 6,181,060   | 11,957,024  |
| (企業)             | 3,437,502   | 5. 国庫勘定            | 5,818,123   | 6,108,224   |
| (個人)             | 2,743,558   | 6. 債券発行            | 991,289     | 991,584     |
| 6. 外国に対する債務      | 1,410,763   | 7. 貸倒引当金           |             | 5,800,273   |
| 7. 支払債務          | 22,782,205  | 8. 法定準備金           | 1,098,607   | 7,670,109   |
| 8. 創業資本金         | 3,094,000   | 9. 資本金             | 3,094,000   | 3,094,000   |
| 9. その他基金         | 2,301,071   | 10. その他基金・社内留保     | 2,006,709   | 1,066,009   |
| (準備金)            | 1,098,607   | 11. その他貸方残高        | 11,577,965  | 2,993,999   |
| 10. その他貸方残高      | 1,804,604   |                    |             |             |
| 11. 利益           | 8,539,922   |                    |             |             |
| 貸方合計             | 317,304,686 | 貸方合計               | 317,304,686 | 252,936,249 |

出所) KOMERČNÍ BANKA, VÝROČNÍ ZPRÁVA, 1990, p.29 and 1991, p.32.

(závazky u zahraničních bank) に、⑤ A 7 「支払債務」(Závazky z platebního styku) は、B 3 「その他金融機関に対する支払債務」(Závazky z platebního styku k jiným peněžním ústavům)、さらに⑥ A 8 「創業資本金」(Kmenové jmění) は、B 9 「資本金」(Kapitál základní) に、⑦ A 9 「その他基金」(Ostatní fondy) の項目(準備金)(rezervní fond) は、B 8 「法定準備金」(Zákonné rezervní fondy) にと。

以上で点検したそれぞれの勘定科目や項目は、「A (開業年度貸借対照表)」と「B (次年度貸借対照表)」においては、表記の名称や科目・項目の位置づけ、配列、などに相違がみられるが、表示している負債の内容および金額から判断して完全に一致しているといえよう。

b) A 1 「本源的預金」(Vklady primární) とほぼ対応している科目が B 4 「顧客に対する債務」

(Závazky vůči klientům) であり、この科目の中には既に述べたように、A5「外貨預金」も含まれている。ただし、両科目では、(要求払) (neterrminované) や各種の(期限付き) (terminované) の債務については、(期限付き：1年未満) (terminované do 1 roku) は、全く同一金額が表示されているが、それ以外の金額では、数値的には著しく相違し、A1はB4に対して(要求払)では高め、(期限付き)では低めの傾向を示している。なお、A1「本源的預金」では、(企業預金) (vklady podniků) が(個人預金) (vklady soukromníků) に対して圧倒的に多い。

c) A2「金融機関預金」(Vklady peněžních ústavů) はB2「銀行に対する債務」に該当し、この科目にA6「外国に対する債務」(Závazky v zahraničí) も加算されている。しかし、全ての項目において、A2がB2を大きく上回っている。

ところが、問題はB1の内訳項目(SBČSへの支払勘定)(účty platebního styku)部分と新設されたB5「国庫勘定」(Účty státní pokladny)であり、Aのいずれの科目から移転されたのか、特定することは困難である。

d) さらに、A9「その他基金」(Ostatní fondy)、A10「その他貸方残高」(Ostatní pasiva)、A11「利益」(Zisk)は、B10「その他基金・社内留保」(Ostatní fondy a nerozdělený zisk)および「その他貸方残高」(Ostatní pasiva)に対応する諸科目群であるが、数的な相違が著しく、b)とc)で取り上げた主要2科目との関係も考慮に入れる必要もあり、どのような会計処理が行われたのか、2種類の貸借対照表のみの比較・点検で特定することは困難である。

## 2) 1991年度における旧国家銀行「貸借対照表」の調整措置

中・東欧諸国においては、二層式銀行システムへの転換を実施するに当たって、言うまでもなく、独立した事業銀行として出発するためには財務状態や経営成果を外部に表示する財務諸表の作成が不可欠であり、開業時点では以上で説明してきたように、最も基本的な会計記録である「貸借対照表」の作成でさえ、試行錯誤を重ねていた。また、この時点では、それ以外にも処理すべき特に大きな課題は、旧銀行にとって不良債権化した企業の「旧債務」(Alt-Schulden)問題であった。特に、1991年度の「貸借対照表」を検討する場合、何よりもまず、このような旧銀行の抱えた企業「旧債務」の取り扱い措置を中心に、さらにそれに加えて、銀行の健全化を図るために財務省によって新たに定められた諸規則などを踏まえて考察する必要がある。移行期における経済システムの構造変化は、既存制度の著しい変更を促し、これに沿った措置の実施が「貸借対照表」における1990年度と1991年度の同一勘定科目の数値上の大きな相違および新規勘定科目の設定として表示されているからである。

チェコスロバキアでは、当時、企業の「旧債務」問題は“Usérů na trvale se obracející zásoby” (以下TOZと略称)、すなわち深刻な「継続的な運転資金貸付」の状況として懸案事項の対象になっていた。1991年2月25日、連邦政府財務省はTOZ問題を中心に「中央統制経済下の1989年以前に行われた決定に関する問題解決の役割」を遂行する目的で、国家金融機関「整理再興銀行」(Konsolidační banka, s.p.u. Praha, 以下KOBと略す)を設立した。この時点では、TOZはチェコとスロバキアの両共和国全体で1108億コルナと算定され、6,000以上の企業に拡散されていた<sup>23)</sup>。

TOZに関する記述を集約すると、その由来は、旧体制時代の1970年代、国家が企業の「流動

資金」(die liquide Mittel)の回収を行い、その代償の融資として企業は低金利で、返済期限の無規定、場合によっては、返済不必要な新たな「流動資金」を受け取ったことにある。このカテゴリーの貸付は1989年末ではチェコスロバキア企業セクターへの全貸出額の35%に達すると評価された。<sup>24)</sup>「社会主義」時代の残滓、この「旧債務」は、一般的には、2%の利付きで供与され、実際には、国家の「隠れた」債務を表し、多くの場合、租税負担を補充するために利用されたようである。

既に言及したように、1990年1月1日に出発したSBČSの2つの後継銀行、チェコのKBとスロバキアのVÚBにTOZもまたそのまま移譲された。その場合には6%の利率が付されたが、当時の貨幣価値下落の状況下(物価上昇率:1990年度はチェコ9.9%、スロバキア10.6%)では、実質的にはマイナス金利であった。両銀行のTOZ貸出額は、資産のほぼ40%に及び、1990年11月30日(TOZ融資の停止実施日)には総額で1800億コルナに増大していた。<sup>25)</sup>

急激な企業債務増大の現象は、周知の様に、中央計画経済体制の崩壊と共に、コメコン諸国との貿易の著しい減退と輸入価格の上昇によって多くの企業の収益力が低下し、債務返済や利払いに支障をきたしたからであった。ところが、翌年、政府は銀行業務の自由化促進を打ち出し、TOZ総額の半分を市場条件に適合していると判断し、利率を20%から最高24%、3年または4年の貸出期間とし、残存する900億コルナに関しては6か月以内に返済するように定めた。この規定により多くの企業は、上で述べた中・東欧の移行期の状況とも重なって支払危機に陥り、銀行収益も殆ど生まれなかった。当然、この措置の反作用として関係者から激しい抗議の声が湧き起こり、この事態が、実際には政府による新設国家金融機関「整理再興銀行」(KOB)設立の背景であった。<sup>26)</sup>1991年6月、TOZおよび旧体制下のその他債権処理を課題として、SBČS総裁トショヴスキー(Tšovský, J.)は、このKOB = 「信用救済病院」(Kreditkrankenhaus)に、さしあたり、1108億コルナの「不良債権化した信用」(die notleidende Kredit)<sup>27)</sup>、すなわち「旧債権の3分の2」<sup>28)</sup>、規模としては「国内で成約されている銀行信用のほぼ20%」<sup>29)</sup>が移譲されたと説明してい

23) Profil, KOB Praha, Základní charakteristika KOB Praha (k 31. prosinci 1999), p.2.

24) Schröder, K., Pieper, B., a.a.O., S.79.

25) Keilhofer, F. X., a.a.O., S.215-6. なお、物価上昇率の数値は、Countries in Transition 1996, Handbook of Statistics, Wiener Institut für Internationale Wirtschaftsvergleiche, 1996, pp.76, 86を参照。

26) Schröder, K., Pieper, B., a.a.O., S.79.

チェコスロバキアの経済状況 (1990年度)

(単位: %)

| 項目      | チェコ   | スロバキア |
|---------|-------|-------|
| 実質経済成長率 | -1.2  | -2.5  |
| 工業生産伸び率 | -3.3  | -4.0  |
| 輸出伸び率   | -16.0 | -20.5 |
| 輸入伸び率   | -8.9  | -0.9  |

出所) Countries in Transition 1996, op. cit., pp.76-7 and 86-7 より作成。

27) Müller, H., a.a.O., S.104.

28) Gömmel, R./Braun, H., a.a.O., S.17.

29) Keilhofer, F. X., a.a.O., S.214.

る。KOBは、移管された企業債務に対して8年間の猶予期間を設定し公定歩合プラス4%の利率に引き下げ、これによって企業の利子負担はほぼ半減されたのである。この措置は、貸手の金融機関にとっても「旧債権」の負担軽減をもたらすこととなり、銀行も含まれる「大規模民営化」展開において、民間参加の枠組みに関する不安も払拭し、「魅力」を加味するためにも必要であった。民営化を進展させるうえで、根本的には、債務者としての企業の資金状況改善こそが最も重要な前提であることを意味していたからである<sup>30)</sup>。

さらに、1991年10月、旧国家銀行6行を対象とした銀行財務諸表の改善措置として「旧債権」の負担軽減のため、自己資本比率の強化目的プログラムが採択された。この新たな措置では、さしあたり、「国有財産管理基金」(FNM)が「小規模民営化」<sup>31)</sup>で得た収入を原資に「期間5年の無利息債権」(five year non-interest bearing bond) 500億コルナを発行し、その内120億コルナが旧国家銀行の脆弱な自己資本を是正するために無価値な債権と引き換えに付与された。次に、残りの380億コルナについては、銀行の保有する企業への「旧債権」=企業債務の一部控除のために充用された。後者の方式としては、銀行の評価によって「存続の可能性あり」(überlebensfähig)と判断され、選択された企業の債権と交換された。銀行のこれらの特別な企業債権(=企業には債務)には、実施されたプログラムにおいて株式への転換、すなわち「債務の株式化」(Debt-Equity-Swaps)が設定されていたから、銀行は5年後のFNM債券満了時に選択された企業の株式を受け取るようになった。確かに、この方式は、該当する企業にとっては、著しく有利な条件を取得することとなり、債務を除去し、自己資本を増加して財務諸表の改善に寄与したのである。しかし、企業延命力の指標選択が結果的には、銀行幹部と企業幹部との「古い派閥」(alte Seilschaft)に基づくケースも否定できず、その限りでは、銀行と問題企業との融資関係は、株式所有さえも媒介にして依然として継続することになったのである<sup>32)</sup>。

このようなTOZ問題や「債務の株式化」による旧体制下の企業不良債権処理問題以外にも、銀行業が直面した課題は、1990年に開始され、1991年には本格化した価格および外国貿易の自由化問題であった。政府は、まず、価格自由化に際して、1990年の段階では価格を出来る限り実質価値に近づける目的で最後の中央による価格調整を実施した。その背景は、チェコスロバキア経済の構造変化の開始段階から同時に国際経済関係の根本的変化も伴っており、同国外国貿易の3分の2を占めていた旧コメコン諸国から西側諸国へと劇的に転換したことにあった<sup>33)</sup>。移行期初期

30) Gömmel R./Braun, H., a.a.O., S.17. 当時の公定歩合は、1991年9月に9.5%、92年3月に9.0%に引き下げられた (Czech National Bank, History of the discount rate, [http://www.cnb.cz/en/faq/how\\_has\\_cnb\\_dis](http://www.cnb.cz/en/faq/how_has_cnb_dis))。その事情からTOZに対して13%の利率が設定されたという評価もある (Myant, M., op. cit., p.146)。同時期の事業銀行、例えばKBの貸出利率をみると、短期：14-17%、中期：15-17%、長期：16-17%であった (Economix/Czechoslovak Market Information Service, op. cit., p.22) ので、いずれにせよ、返済期間8年間の長期融資扱いであったから、相当の優遇措置であった。

31) Müller, H., a.a.O., S.104.

32) Schröder, K., Pieper, B., a.a.O., S.80 and KOMERČNÍ BANKA, ANNUAL REPORT 1993, p.24.

33) Gömmel R./Braun, H., a.a.O., S.18.

34) Kameníčková, V., Horčíková, M. and Vašková, D., "Some Lessons of the Budgetary Reform in Czechoslovakia" in: Eastern European Economics, SEPTEMBER-OCTOBER, 1994/VOL.32, NO.5, p.9.

35) Czech National Bank, Czech National Bank 1993-2003, 2003, p.4.



この両年度の特異な経済状況について、論者の一般的傾向は、当時「マクロ経済政策の安定化」の観点から、外国貿易自由化の進展と関連付け、価格自由化の動向を踏まえた為替相場政策、すなわち、いわゆる「名目的アンカー (nominal anchor)」<sup>36)</sup>としての安定した為替相場の選択への志向であった。その例の1つとして、ザーラドニク (Zahradnik, P.) は云う。「1991年における国家銀行 (SBČS のこと) の主要な当座の任務は、貸出と利子率の天井 (商業銀行に対する貸出利子率の最高限度) を決定し、為替相場の均整を行うことであった。……安定した為替相場システムは、国内物価水準の外的条件に対する安定化作用、経済主体の意思決定における安定した指標、為替相場の不規則変動による投機の排除、外国貿易に関する良好な条件の創出、などを保証するからである」<sup>37)</sup>と。チェコスロバキアの市場経済への転換と世界市場への編成は、国内市場・外国市場における価格問題との関連で金融システム全体にも影響を与え、このことによって為替相場を含む金融政策の役割が如何に重要であったのかを明確に示している。

新たな為替相場システムの構築は、国家の外国貿易独占と国内経済保護を前提とした旧体制下の為替政策からの全面的な転換であった。「従来の公的為替相場と多くの換算係数 (Umrechnungskoeffizient)」から成り立つ「管理為替相場の決定的難点は、世界市場における真の経済力を明らかにすることが、…… (すなわち) 事実上の価格比較が不可能だったからである」。1989年1月、「新たに発足した為替相場システムは、商業上・非商業上の支払に対して統一的為替相場が導入された」が、まだ当初の段階では「交換通貨に対する3つの非公式為替相場 (drei Parallele Wechselkurse) が存在していた」。オークション相場 Auktionskurs (オークションにおける為替の需給によって決定)、ツーリスト相場 der touristische Kurs (外国、特にウィーンの銀行相場)、闇市場相場 Schwarzmarktkurs (コルナの事実上の市場相場) が、これであった。

ただし、後者の2つは「全体的な為替取引の一部に過ぎず」「経済にとって大きな意義は有し

36) 例えば「1990年末の著しい平価切り下げとそれに引き続く1991年初めの価格・外国貿易の自由化は、当時のチェコスロバキア連邦共和国では、急激なインフレの昂進、実質賃金の引き下げおよび実質的な経済活動の明白な落ち込みをもたらした。……図1 (1991-97年における年間国内総生産の成長率とインフレ率を示した表) は、為替相場政策によって当時のチェコスロバキアにおける急速な安定化の成果を明らかにしている」(Frensch, R., Wechselkurs- und Leistungsbilanzentwicklungen in Tschien und Slowakei, OSTEEUROPA-INSTITUT München, Working Papers, No.204, Dezember 1997, S.1)。

また「連続的な平価切り下げ措置によって、拡大する西側輸出品を抑制する経済要件と国民の実質的国民所得の損失を過大ではない程度の国内物価上昇に必ずするコルナの対外価値設定が慎重に進められた」(Osteuropa auf Reformkurs, Heft 8 Tschechische Republik, September 1993, Deutsche Bank Research, S.40)。また「チェコスロバキア・コルナの平価切り下げは安定化政策に最も重要な役割を果たした。名目的為替相場が価格システムの「名目的アンカー」として機能する必要があった。……固定為替相場体制は、マクロ経済安定化政策とのミックスで主要な役割を演じた」(Soika, M., "TEN YEARS OF TRANSFORMATION IN THE CZECH WAY": TRANSFORMATION, INEQUALITY AND INTEGRATION" in: ECONOMIC AND SOCIAL CHANGES IN CZECH SOCIETY AFTER 1989 by Mičoch, L., Machonin P. and Soika, M., Charles University in Prague, The Karolinum Press, 2000, p.244)。

37) Zahradnik, P., "The Current State and Main Development of the Banking System in Czechoslovakia" in: Russian and East European Finance and Trade, SUMMER 1993/VOL.29, NO.2, pp.13-4.

事実、ČNB (チェコ中央銀行) の設立当初においても「将来の金融政策および全般的経済政策にとって極めて重要な問題は、為替相場体制の確立とチェコ・コルナの初期為替相場の設定である」としている (Czech National Bank 1993-2003, Czech National Bank, 2003, p.4)。



ていなかった」としても、複数の為替相場の存在は、当時のチェコスロバキアの対外経済関係の現実とコルナの外部価値評価を如実に反映していた。<sup>38)</sup>

1990年1月、チェコスロバキアは「平価切り下げ」を前提としたさらに新たな為替相場システムの形成に取り組むことになる。

チェコスロバキアによって採用された通貨バスケット方式は、ハンガリーやポーランドのクロリング・ペッグ方式とは異なり、同国の国際収支取引高に最も大きく作用する主要通貨（米ドル、ドイツ・マルク、オーストリア・シリング、スイス・フラン）とそれらの通貨ウェイトの組み合わせから構成された「一定の狭隘な相場圏内での固定相場（a fixed rate within a horizontal band）」であった。<sup>39)</sup>

この間の事情について、クネルト&ノヴォトニー（Kunert, J. & Novotný, J.）の『チェコ中央銀行史』は、「為替相場調整とコルナの国内交換性」の中で、チェコスロバキアが採用した通貨バスケット方式の具体的な主要通貨ウェイトの組み合わせおよびその経緯を含めて説明している。

1990年1月1日、まず商業上・非商業上の取引を一本化し、最初の為替相場決定に際して「飾りの2%平価切り下げ（Cosmetic two-percent devaluation）」を行い、米ドルに対しては14.31コルナとした。1月8日、ルーブル通貨に対しては切り上げたうえで、再度通貨バスケット内通貨に対して切り下げを実施し、今回はツーリスト相場も統一して、ここに本格的なチェコスロバキア為

38) Bayer, N., Der Start in die Marktwirtschaft – das Tschechische Modell, Duncker & Humblot, Berlin, S.166-7. なお、バイヤーによれば、「旧体制下の管理・統制された為替相場は、輸入品では隠れた補助金、輸出品では課税を意味していた」。「企業は……安価な相場で前払いサービスや中間生産物を購入することが可能となり、投入費用が人為的に低く保たれた結果であった。……投入費用は最終生産物よりも高く、国民経済には損失であったが、企業は国内通貨では利潤を実現した」。他方、「輸出品に対する課税の高さは商業上・非商業上の支払相場と自由為替市場の相場との差額であった」。なお、1989年1月の公式ドル為替相場は16.29コルナであったが、他方、同時期の「闇相場」は、40.39コルナであった（Bayer, N., a.a.O., S.166, 170）。

39) Czech National Bank, Czech National Bank 1993-2003, 2003, pp.4-5.

特殊な固定相場制を選択した主要な論拠は以下の通りである。

- ・物価、賃金、予算のような国内マクロ経済変数の名目的アンカーとしての機能
- ・海外からの物価安定化の作用
- ・インフレ可能性の減殺と経済計算の容易化（ibid.）

1990・1991年度のチェコスロバキア・コルナの対米ドルの為替相場

（月平均相場，単位：コルナ）

|       | 1月    | 2月    | 3月    | 4月    | 5月    | 6月    |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1990年 | 16.27 | 16.60 | 16.72 | 16.67 | 16.44 | 16.75 |
| 1991年 | 27.65 | 27.24 | 28.74 | 29.94 | 30.12 | 30.89 |
|       | 7月    | 8月    | 9月    | 10月   | 11月   | 12月   |
| 1990年 | 16.37 | 15.89 | 15.71 | 20.18 | 23.83 | 24.19 |
| 1991年 | 31.00 | 30.53 | 30.03 | 29.89 | 29.15 | 28.55 |

出所) THE STATE BANK OF CZECHOSLOVAKIA AND THE CZECHOSLOVAK BANKING SYSTEM 1992, Annex No.3 and No.4より作成。

1990年度では2回の平価切り下げ以前では15~16コルナ、1991年度では相場変動幅が大きくなり、27~31コルナで最大4コルナの為替相場域内で変動していた。その意味では、通貨バスケット制の固定相場は狭隘な変動幅ではあるが、弾力的であったといえよう。

第5表 チェコスロバキア通貨バスケットの主要通貨ウェイト構成（1990年度）

（単位：%およびコルナ）

|                     | USD   | DM    | ATS   | CHF   |
|---------------------|-------|-------|-------|-------|
| 1月1日の通貨バスケットのウェイト   | 32.88 | 40.93 | 12.32 | 9.05  |
| 12月28日の通貨バスケットのウェイト | 31.34 | 45.52 | 12.35 | 6.55  |
| 1月8日の平価切下げ          | 17.00 | 9.79  | 1.40  | 10.91 |
| 10月15日の平価切下げ        | 24.00 | 15.72 | 2.23  | 18.72 |
| 12月28日の平価切下げ        | 28.00 | 18.23 | 2.59  | 21.34 |

注) USD = 米ドル, DM = ドイツ・マルク, ATS = オーストリア・シリング, CHF = スイス・フランの略。なお通貨バスケットのウェイトは%で表示。

出所) Kunert, J. & Novotný, J., op. cit., p.120.

替相場体制（例えば1米ドル=17.0コルナ）が出発することになった（第5表）。同時に、当時なお残存していた「外国為替に対する不平等・不透明な割り当て」の払拭も断行し、外貨購入枠にも制限を設け、上限を2000コルナとした（1995年には限度を撤廃）。しかし、市場経済への道は単純な平価切り下げの問題ではなく、為替相場と国際収支との関係に基づいた包括的な経済問題であることが明らかとなる。

決定されたコルナの新為替相場は確かに輸出価格の引き下げには寄与したとしても、コルナの交換性および国際的準備金に対応する外貨資産保全を目的として、1990年10月半ば、通貨バスケットの主要通貨組み合わせについてドイツ・マルクを40.93%から45.52%、米ドルを32.88%から31.34%などと変更したうえで国際通貨米ドルに対して1米ドル=24.00コルナ、さらに12月末再度切り下げを実施し、1米ドル=28.00コルナとした。

その結果、この為替相場はその後引き続き安定し、1990年および1991年の両年度における「貸借対照表」に計上された「外貨」に関する勘定科目は、全て平価切り下げ後の年度末の為替相場、1米ドル=28.00コルナで換算評価され、計上されている。<sup>40)</sup>

この3度に及ぶチェコスロバキア・コルナの「平価切り下げ」措置は、1990年では、なお支配的であった「非現実的な為替相場水準への対応であり、同年12月に実施された最後の平価切り下げは国内交換性の導入準備の役割を果たすものであった」<sup>41)</sup>。

実際、銀行間外国為替市場が成立したのは1991年1月1日であり、チェコスロバキア・コルナの国内交換性システム機能が作動開始したのであった。<sup>42)</sup>

いずれにせよ、移行期経済の初期段階では、実施しうる政策は限られており、その事情を踏まえて、ヤナーチェコヴァー（Janáčková, S.）は、選択された「名目的アンカー」としての安定した為替相場設定の意義について、経常収支と国内物価水準との相互関係を重視しつつ、次のよう

40) Kunert, J. & Novotný, J., CENTRAL BANKING IN THE CZECH LANDS, Czech National Bank, 2008, pp.119-20.

41) Kameníčková, V., Horčicová, M. and Vašková, D., op. cit., p.9.

42) Zahradník, P., op. cit., p.20.

に論ずる。1991年以後「世界価格関係も反映した市場による新しい合理的な価格構造の形成がその目的であった」。この「価格伸縮性への根本的变化のプロセスでは、為替相場アンカーが唯一の不動点 (fixed point) であり、企業の新たな価格構造の基盤となった」。そのうえで、安定した為替相場は、物価上昇への圧力を緩和し、「平価切り下げ」も伴ったが、伝統市場 (旧コメコン市場) の縮小を軽減し、先進国市場 (特に EU) への輸出による「構造的変化に対応する有益な枠組み」をもたらしたと。<sup>43)</sup>

当時、前出の『チェコスロバキア銀行業』(1991年10月号)によれば、外国為替に関する情報は、原則的には、各銀行が毎日、10日毎、毎月毎に SBČS (中央銀行) へ報告し、SBČS はこれらを最終的に集約しデータとして作成すると、規定されていた。ところが、実際には、SBČS の情報集約システムが機能するのは1992年の予定であったから、なお1991年の時点では、外国為替に関する銀行統計は、旧体制下で外国貿易分野を独占していた ČSOB によって行われ、SBČS もそれを利用していたのである。<sup>44)</sup>

また、既に検討した1990年の KB 「貸借対照表」に記載された注 2) には、12月31日付けの外国為替相場、1米ドル=28.00コルナと記されていることから判断すると、後年のチェコの「会計規則」では「財務諸表目的のために、外貨で表示された資産と負債は決算日に有効な ČNB (チェコ中央銀行) の当日の為替相場に基づいてチェコ通貨へ転換するものとする」とあるように、中央銀行による外国為替管理と情報はその意味でも極めて重要であった。

次に、財務省は旧国家銀行を強化するため、大規模な租税上の軽減措置を実施し、税引前利益から中・長期の債券の2%、および満期不良債権の10%の償却を許容した。ただ、この特別措置は十分な収益が確保できた場合にのみに可能な方法であった。<sup>46)</sup> それ以外に、財務省は銀行の費用から貸出金の1.5%の基準で毎年引当金を計上するように規定したのである。<sup>47)</sup>

### 3) KB の「貸借対照表」に表示された創業時2年間の財務状況の特徴

さしあたり、「A (開業年度貸借対照表)、以下 A (B/S) と略称」と「B (次年度貸借対照表)、以下 B (B/S) と略称」に表示された勘定科目の特性から両「貸借対照表」の借方・貸方に表示された KB 創業時、1990年度についての財務状況の特徴を検討する。

資金調達面では、両「貸借対照表」の貸方側から分かるように、SBČS に対する債務 (19.6%) と銀行に対する債務 (49.1%) の両科目が全体の70%を占めている。前者は国家機関としての中央銀行 SBČS、そして後者は、既に述べたように、預金業務を主体とした旧国家信用金庫 ČSS などから調達した実質的には「借入金」である。「A (B/S)」によれば、設立後に急増した店舗による融資先企業の預金は25%に過ぎず、個人預金は僅かであり、KB が家計と企業との金融仲介機関としての機能を形成するに至っていないことを示している。また、株式会社化され

43) Janáčková, S., "Selected Issues of Monetary Policy in the Czech Republic" in: Eastern European Economies, SEPTEMBER-OCTOBER 1994/VOL.32, NO.5, pp.74-5.

44) Economix/Czechoslovak Market Information Service, op. cit., p.12.

45) CZECH REPUBLIC, ACCOUNTING LEGISLATION IN 2001, Trade Links, s.r.o., March 2001, p.91.

46) Schröder, K., Pieper, B., a.a.O., S.80-1.

47) CZECH NATIONAL BANK, Report on Banking Supervision in the Czech Republic, December 1999, p.11.

たとえば、資本金部分は極めて小さく、両貸借対照表においても、引当金・利益などを含めた自己資本部分を最大に見積もったとしても、貸方合計、さらには貸付総額などと比較すると、6%にも満たない。銀行財務の健全性の指標として1988年に設定された最初の自己資本比率、BIS規制バーゼルⅠに基づく国際銀行業の標準8%を遥かに下回り、国内銀行業の標準4%を若干上回る程度であった。<sup>48)</sup>ただ、預金部分については、「外国銀行預金」を除外すれば、(要求払)のような流動負債に対して、1年以上の(期限付き)が約70%を占め、資金滞留率の高い、安定的な資金源泉だともいえよう。他方、借方側では、企業への「貸付」が88.2%を占め、その内、60%が4年以上の長期貸付である(KOMERČNÍ BANKA, VÝROČNÍ ZPRÁVAの33頁には、「貸借対照表」で計上した勘定科目が「コメルチニーバンカの借方・貸方の構成」Struktura aktiv a pasív komerční bankyとして、再度、同カテゴリーの勘定科目を集約し、構成比を含めて掲載されている。ここでの数値は、この一覧表に基づいている)。企業金融において、証券市場が未整備の移行期初期段階では、設備資本もまた借入に依存せざるを得ない状況を反映していると推察される。しかも、既存国有企業との融資関係を継承しているとすれば、不良債権に転嫁したのも相当多く含まれ、国家支援が背景にあるとしても、不均衡な歪んだ財務状態を背負っての銀行業の出発であった。

1991年、KOBに移譲されるTOZの1108億コルナのうち、KBの貸借対照表から793億コルナが先行して除去された。「この措置」は、「債務者の支払い能力を顧慮することなく、一括して実施されたが、銀行セクターにおいては、自己資本充実への改善に役立つこととなる」<sup>49)</sup>。TOZに関する旧体制下の企業不良債権の処理以外に、既に述べたように、1991年度以降に実施される様々な税制措置や会計規定に基づいて作成されたのが、同年度末の決算内容であった。この1991年度末の財務内容と前年度、すなわち1900年度のそれとを、特に同一勘定科目の金額変化に焦点を当て、比較・検討することでKBの開業時2年間における民営化への銀行業としての対応が明らかとなる。

まず、「B(次年度貸借対照表)」の借方側からみると、「顧客への貸付」が全体で959億コルナ減少し、その内訳として(長期：4年以上)が1682億コルナから345億コルナへと1337億コルナ減少し、前年度の約5分の1にまで縮減されている。<sup>50)</sup>その大半は、国有企業に対する貸付であり、TOZによる債権圧縮はここに集約されている。

移譲された旧体制の不良債権部分が貸借対照表から削除、処理されたことは、KB自体からすれば、銀行経営全体にとって健全化のための重要な措置であった。他方、逆に(短期：1年未満)は340億コルナも増大し、この部分の主体は国有企業と協同組合・協同組合基金であり、その限りでは、貸出業務の面で短期金融を主軸とする商業銀行への転換、すなわち、KBは文字通り、Komerční Banka(商業銀行の意味)へと事業内容を改革することとなった。それ以外の変化としては、「現金在高」の(外貨)と「預金・銀行に対する債権」の(外国銀行)の両項目が著しく拡大し、KBの国際化への進展状況が示されている。さらに「有価証券・参加」の項目の増

48) 佐藤隆文編著『バーゼルⅡと銀行監督』、東洋経済新報社、2007年刊、23-8頁参照。

49) Keilhofer, F. X., a.a.O., S.216.

50) KOMERČNÍ BANKA, VÝROČNÍ ZPRÁVA, 1991, p.35.



大も顕著であり、ここには、FNMによってKBに無償供与された「期間5年の無利息債券」分、6億コルナも含まれ、その他、外国銀行との合弁企業の設立・新規事業分野への開拓などが主たる内容であった。

他方、貸方側をみると、「SBČSに対する債務」が激減し、前年度の608億コルナから（短期債務）の7.7億コルナに極端に収縮している。中央銀行からの分離・独立を制度的に確立したといえよう。また、「銀行に対する債務」と「顧客に対する債務」の両科目の中で、いずれも（期限付き：4年未満）の長期債務の項目について減少が著しい。特に、後者については、177億コルナの内、「その他の非金融機関」（Ostatní nebankovní instituce）が大半（86.6%→16.2%）を占めている。その他の大きな変化は、当局の自己資本充実措置として「貸倒引当金」・「法定準備金」・「その他基金・社内留保」など「資本金」以外の内部資金の蓄積によって、いわゆる「自己資本」部分が拡充され、同時にTOZを中心とする資産・負債の圧縮（3173億コルナ→2529億コルナ）を行い、リスク調整後資産に対する自己資本比率は、ほぼ7%に上昇した。国際標準にはまだ達するに至らなかったが、SBČSの設定した「銀行は1993年末までに6.25%、1995年末には8%の基準を遵守する<sup>51)</sup>」の範囲内に至り、形式的には大きな前進であった。

#### 4) 創業時の事業展開の成果、収益状況の分析

KBの「損益計算書」（Tvorba zisku）に関しては、「A（開業年度貸借対照表）」と「B（次年度貸借対照表）」間で表示されたほどの大きな相違はなく、敢えて取り上げるとすれば、「次年度損益計算書」に利益処分の勘定科目が追加された程度である。したがって、KBの創業時2年間における事業状況、特に営業成果を追跡するためには、1990年度と1991年度の両年度で発生した収益と費用を記載した「次年度損益計算書」（第6表）のみの検討で充分であろう。

まず、銀行収益の大半である「利子収益」（výnosové úroky）は、様々な種類の貸付資金（貸付対象、貸付期間）によって発生したものであり、1990年度では208億コルナ、1991年度では368億コルナが計上されている。ところが、これらの源泉の「顧客への貸付」は約2799億コルナ（1990年度）と1840億コルナ（1991年度）であるから、この「利子収益」の逆転現象は、貸出利率における短期間の急上昇、すなわち1990年度の7.4%から1991年度の20%への変化によって起こったのである。

バイヤー（Bayer, N.）は、この両年度間の「貸出利率」の著しい騰貴現象について、「公定歩合」と「インフレ率」と関連づけて次のように言及している。「両利率（公定歩合と貸出金利の上限）の動向は2つの局面で認識しうる。1990年では、中央銀行SBČSは、公定歩合も利子上限のいずれも物価水準の上昇に対して利子に対応させるために、連続して10%と22.5%へと引き上げた。1991年になって、両利率は、漸次再び引き下げられた。……平均貸出利率（Sollzinssatz）は、旧貸付への利率と新規貸付への利率から生ずるので、……第3および第4四半期においても、18.4%のインフレ率の下で新規貸出の高い貸出利率にもかかわらず、6.1%から9%を保っていた<sup>52)</sup>」。

51) Halushka, K., op. cit., p.7.

52) Bayer, N., a.a.O. S.156-7.

第6表 KBの次年度損益計算書（1990年度・1991年度）

（単位：1,000コルナ）

|                 | 1990年度     | 1991年度     |
|-----------------|------------|------------|
| 1. 貸付および預金の利子   | 8,168,439  | 18,082,975 |
| a) 利子収益         | 20,819,878 | 36,770,603 |
| b) 利子費用         | 12,651,439 | 18,687,628 |
| 2. 銀行業務による手数料   | 356,942    | 742,133    |
| a) 手数料収益        | 397,894    | 807,675    |
| b) 手数料費用        | 40,952     | 65,542     |
| 3. その他の収益と費用    | 731,369    | 492,101    |
| a) 収益           | 2,406,419  | 1,414,083  |
| b) 費用           | 1,675,050  | 921,982    |
| 4. 一般管理費        | 716,828    | 1,871,772  |
| a) 給料           | 308,403    | 624,617    |
| b) 社会保障関係賦課金    | 167,434    | 313,300    |
| c) 価値修正         | 45,245     | 139,518    |
| d) 経営活動費        | 99,084     | 132,278    |
| e) その他費用        | 96,662     | 662,059    |
| 5. 貸倒引当金        |            | 5,800,000  |
| 6. 貸借対照表利益（租税前） | 8,593,922  | 11,654,437 |
| 7. 国家予算への上納利益金  | 6,404,958  | 6,418,420  |
| 8. 可処分純所得       | 2,134,964  | 5,227,017  |

出所) KOMERČNÍ BANKA, VÝROČNÍ ZPRÁVA, 1991, p.34.

第7表 公定歩合・貸出利率の最高限度・インフレ率（1990～1991年度）

（単位：％）

| 年度        | 1990 |      |      |      |      | 1991 |      |      |      |       |
|-----------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|
|           | 1-3  | 4-9  | 10   | 11   | 12   | 1-5  | 6-7  | 8    | 9    | 10-12 |
| 公定歩合      | 4.0  | 5.0  | 7.0  | 7.0  | 8.5  | 10.0 | 10.0 | 10.0 | 9.5  | 9.5   |
| 貸出利率の最高限度 | 12.0 | 13.0 | 13.0 | 22.5 | 22.5 | 24.0 | 22.0 | 19.5 | 17.0 | 17.0  |
| 年間インフレ率   | 9.7  |      |      |      |      | 56.6 |      |      |      |       |

出所) STATISTICKÁ ROČENKA ČESKÉ REPUBLIKY 2000, Český statistický Úřad 2000, pp.32-3 and THE STATE BANK OF CZECHOSLOVAKA AND THE CZECHOSLOVAK BANKING SYSTEM 1992, Annex No.2-3より作成。

バイヤーは四半期毎に発表されたインフレ率と対応させ、1990年度に焦点を絞って分析を行っているが、インフレ率、公定歩合、貸出利率の最高限度は、第7表で明らかのように、1991年度の第1四半期が最も高い状態を示していた。バイヤーも指摘するように、新・旧の貸出に対する平均利率、さらには1990年度前半期の相対的な低金利、なども総合して勘案すれば、KBにおける両年度の貸出利率の大きな格差もまた、移行期初期の市場経済の全状況を反映したもの



第8表 チェコスロバキアにおける商業銀行の貸出金利と預金金利とインフレ率

(単位：%，前年同期比)

|       | 1989 | 1990 |     |      |      | 1991 |      |      |      |
|-------|------|------|-----|------|------|------|------|------|------|
|       |      | I    | II  | III  | IV   | I    | II   | III  | IV   |
| 貸出金利  | 5.7  | 5.4  | 5.4 | 5.6  | 7.6  | 14.7 | 15.1 | 14.2 | 13.9 |
| 預金金利  | 2.5  | 2.6  | 2.6 | 2.8  | 2.8  | 7.6  | 8.2  | 8.6  | 8.0  |
| インフレ率 | 1.4  | 3.4  | 3.4 | 14.1 | 18.4 | 54.7 | 68.5 | 56.3 | 52.2 |

出所) Czech National Bank, Financial Statistical Information and Monthly Statistics of the Czech Republic (Hrnčíř, M. and Matoušek, R. "Banking and Financial Market in Former Czechoslovakia and the Czech Republic" in: FINANCIAL REFORM IN CENTRAL AND EASTERN EUROPE (Edited by Dr. Mullineux, A.), Nova Science Publishers Inc. Commack, 1996, pp.150-1より重引).

ともいえよう。

他方、資金調達の主源泉は、1990年度では銀行預金を主体とする「銀行に対する債務」が「顧客に対する債務」(非金融機関の預金)を大きく上回っていたが、1991年度では、両債務はほぼ均衡する。そして、債務総額としては、前者は2927億コルナ、後者は減少して2257億コルナ、これらに対して支払った「利子費用」(nákladové úroky)は127億コルナ、後者では187億コルナとなり、債務総額に対する利子率は、4.3%から8.3%へと急上昇した。当時のČNBによって公表された設立初期のチェコスロバキアにおける商業銀行の四半期毎の貸出金利・預金金利・インフレ率に基づけば(第8表参照)、1991年度のKBの債務総額に対する利子率上昇は、他の商業銀行と同様にインフレ率にスライドして高騰した預金金利の傾向を表していたといえよう。

その他の損益計算を構成する勘定科目、「銀行業務による手数料」(Poplatky a provize z bankovních služeb)および「その他の収益と費用」(Ostatní výnosy a náklady)の占める比重は僅少であり、このことはユニバーサルバンクとして出発したKBは、まだこの段階ではなお間接金融業務主体の商業銀行であることを示していた。

したがって、「利子収益」と「利子費用」との差額から、主としてKBの獲得した「貸借対照表利益(税引前)」(Bilanční zisk, před zdaněním)の大部分、1990年度では85.9億コルナ、1991年度では116.5億コルナが形成される。「給料」(mzdové)や「社会保障関係賦課金」(z toho daň y mezd)を含む「一般管理費」(Náklady na provoz)は、この段階では両年度とも銀行の主業務以外の収益で十分に賄える金額であった。

このように両年度の収益構造を比較してみると、1991年度は「貸倒引当金」(Tvorva rezerv)を計上し、増大する「一般管理費」を支払ったとしても、前年度よりも高い収益が可能であったのは、「貸出利子率」の大幅な引き上げとTOZによる不良債権の削減効果の作用といえよう。

このように「損益計算書」に記載された「利子収益」と「利子費用」との対応関係は、旧体制最後の年度、1988年に公表された国家銀行SBČSの公報(英語版)内の一項目「チェコスロバキア国家銀行の経済成果」にも、ほぼ同様な形式で記載されている。当時は、分割前であるからスロバキア共和国の銀行、VÚBも含まれているが、「利子収益」は262.2億コルナ、「利子費用」は

151.8億コルナであり、後者は前者の58%の割合になっている。<sup>53)</sup>この数値と比較して、1990年度は61%であるから、KBとして独立し、収益性には若干翳りが生じたとしても、「預金・貸付」の収益成果の構造には、まだ大きな変化は現れていない。実際、1990年度の公定歩合は1月から9月までの年間3分の2に該当する期間では4～5%で推移し、以後9月に7%、11月に8.5%へと残りの4か月間で急速に引き上げられていった。<sup>54)</sup>このことは、革命初期段階では、暫くの間、金融システムの解体と再編という劇的な転換にもかかわらず、KBの「滑り出し」は比較的順調であったが、本格的な市場経済へ移行する段階に入り、価格および外国貿易の自由化が進行すると、厳しい経済構造転換の状況に直面した事実を明らかにしていた。

1993年、KBは分離・独立したチェコ共和国において、既に先行していたバウチャー民営化第1波後の1992年の段階で新たな株主によって構成される監査役会の下で、なお国家機関「国有財産管理基金」FNMの所有が単独で過半数近くを占めるとしても民間セクター金融組織<sup>55)</sup>（a private sector financial organization）として業務を開始することになる。同時に、「効率的な西欧型近代銀行」を目標とし、ロンドンのアーサー・アンダーセン会計事務所に付託して国際会計基準（IAS）を導入し、業務も金融市場のみならず、資本市場へも拡大していく。1993年度末の「年次報告書」（英語版）に記載された貸借対照表（Balance Sheet）によれば、資産総額は2751.8億コルナ、資本金は75億コルナに増資されたとしても、貸出は2103億コルナ、預金は2460.6億コルナ、そして税引き後の純利潤は70.4億コルナであった。この数値は「貸出損失」（loan loss）に対して「引当金」の30億コルナを収益から留保した結果であるが、確かにこの操作では自己資本比率が6.78%に達する成果を示したとはいえ、銀行経営の規模自体は創業時の状態から整理・合理化され、縮小された数値として表れたのである。<sup>56)</sup>

## 7. チェコスロバキア国家銀行（Statní Banka Československá）SBČSの解体分離によるチェコ国民銀行（Česká Národní Banka）ČNB（中央銀行）の成立

### （1）SBČS成立プロセスに内包された問題点とその帰結

クネルト&ノヴォトニー（Kunert, J. & Novotný, J.）は、『チェコ中央銀行史』の一節「ピロード革命からチェコ・ナショナル・バンクの独立」の中で、1990年初頭、二層式銀行システムへ移行した際に設定された「SBČSのアクション・プログラム」を紹介している。このプログラムでは、まず、自由市場経済の構築を強調したうえで、民主化されたチェコスロバキア中央銀行の第1の目的として、通貨の対内・対外価値の安定、銀行セクターにおける中心的機能、および外国為替管理の3つの役割が取り上げられていた。ただし、同書も指摘しているように、「驚くべきこと

53) STÁTNI BANKA ČESKOSLOVENSKÁ, BULLETIN 1988, p.12.

54) Czech National Bank, History of the discount rate ([http://www.cnb.cz/en/frag/how\\_has\\_the\\_cnb\\_dis](http://www.cnb.cz/en/frag/how_has_the_cnb_dis))

55) 当時では、KBの登録資本金45.6億コルナのうち44%を「国有財産管理基金」が保有し、その他の保有は53に及ぶ機関投資家であった（拙稿「チェコスロバキアにおけるバウチャー方式民営化の構造と問題点」『三田商学研究』第47巻第3号、2004年8月刊、56頁参照）。

56) KOMERČNÍ BANKA, ANNUAL REPORT 1993, pp.3-5, 14-5.

は、1992年に至るまで、旧法の下で市場システムにおける新たな役割を実施していた」ことにある。体制転換後、「新たな中央銀行法が存在しない」にもかかわらず、実際には、SBČS自体はその組織構造も含めて、1990-92年の間に著しく変化していった。同書は、その要因を銀行自体の自立性への志向および先進諸国との提携にあったとしたうえで、経済改革の進展も通貨管理に対するSBČSの権限と責任の拡大を必要とし、SBČSの監督機関としての銀行理事会を設定したと説明している。1990年12月に連邦議会で可決された法令 No.566/1990 Coll. は、こうした要請に応じたものであるが、依然として旧法修正の範囲内であり、翌年の7月1日より施行された。その背景にはSBČSの新たな方向性をめぐるチェコとスロバキア両共和国間の確執があり、見解の相違が大きな障壁となっていたためであった。「チェコ側はブンデスバンク (Bundesbank) のドイツ・モデルを主張し、それに対してスロバキア代表は修正された米国連邦準備制度を要望していた」。スロバキア提案の内容は、連邦内共和国内の各自独立した銀行と単一の金融政策調整組織とから構成されるべきというものであり、実際には、連邦銀行と2つの国民銀行の設立という「1968年の通貨銀行システムの再版」であった。かくして、1991年12月20日に制定されたチェコスロバキア国家銀行法 (No.22/1992 Coll.) は、両者の妥協の産物であった。<sup>57)</sup>

同法は、1992年2月1日付けで発効され、「中央銀行法の注釈」によれば、連邦的要素を基盤としたうえで、物価安定の維持を基調としたドイツ・ブンデスバンクを模範として、多くの点を取り入れていた。このことは「チェコスロバキア国家銀行SBČSの最も重要な目的はチェコスロバキア通貨の安定にある」という中央銀行法第1条第2項の中に表現されている。<sup>58)</sup> 同法は、国家構成を反映し、組織的には、プラハの連邦本店以外に、各共和国の首都プラハとブラチスラバのSBČS「地域支店」(regionale Filiale) をそれぞれ各共和国の中央銀行本店として継承させ、チェコ国民銀行 (Česká Narodni Banka: ČNB) とスロバキア国民銀行 (Narodna Banka Slovenska: NBS) の名称の下で独自の活動を展開させたのである。また「中央銀行法では、連邦規則との関連について言及されていない」点に特徴がみられた。同法の要点を概略すると、既に述べた第1条を除けば、中央銀行の役割は以下になる。

1. 政府から独立した金融政策の決定。その手段として、商業銀行の最低支払準備金の確定、手形割引・ロンバードクレジット (有価証券担保貸付) の供与の権利ならびに公開市場業務の運営。また、商業銀行経営の基本となる自己資本および流動性の規定の指示。特に、改革の初期段階では商業銀行の状態および利子・貸出額に関する貸出限度額の形式を掌握・認識する重要な権限を付与された。
2. 銀行券と铸貨の唯一の発行者。古い損傷した通貨の回収と整理

57) Kunert, J. & Novotný, J. op. cit., pp.105-6. このSBČSの新規則において、初めて総裁の地位が規定され、銀行理事会は総裁の諮問機関として位置付けられ、また銀行理事会は包括的組織として構成される3つの組織の運営を担った。連邦本店は一般的指針・監督・執行組織体であり、プラハとブラチスラバの本店は両共和国の監督・実施機関であり、それぞれが幅広い自主性を有し、支店網を設立する権限を付与されていた。連邦本店は銀行戦略 (金融政策・通貨業務・統計)、情報システム、発券、考査などの部門に分かれていた (Kunert, J. & Novotný, J., op. cit., p.106)。

58) Müller, H., a.a.O., S.95.

### 3. 金融機関相互間における支払決済の円滑な機能

既に、1991年11月には、チェコスロバキアは新たな東欧で先例となる決済システムを導入していた。

### 4. 各共和国の外国為替と金準備の管理、外国為替・金地金の売買および自国通貨コルナの為替相場の決定

### 5. 政府の銀行（国庫）、国家債務の取引を仲介する口座の開設。さらに、地方自治体の歳入の5%を限度とした短期信用の供与

### 6. 商業銀行の監督<sup>59)</sup>

同法の実施により、1992年5月18日に旧銀行理事会は解散され、6月1日付で新銀行理事会がチェコスロバキア連邦大統領により指名された。ところが、新理事会の活動が開始された直後の7月17日、スロバキア国民議会はスロバキア国家の独立宣言を布告した。そのため、銀行理事会の取り扱うべき主要課題は、今後6か月以内にSBČSの分割と通貨同盟保持の可能性に関する問題となった。この国家解体への新事態に対応して10月8日に連邦議会は、法令No.493/1992 Coll.により、独立国家の発足と各国固有の発券銀行設立を可決し、同法を受けてスロバキアでは11月18日に法令No.556/1992 Coll.、そしてチェコでは、12月17日に法令No.6/1993 Coll.で両共和国とも、かかる国家解体の方向性を承認した。難題は両共和国にとって単一の国家中央銀行SBČSへの措置であり、同年11月13日の連邦議会议令No.54/1992 Coll.の下でSBČSの資産を両国家間で分割することが決定された。また、チェコスロバキア通貨の分割に至るまでの過渡段階では、両中央銀行の唯一の共同組織「通貨委員会」が金融領域の管理に責任をもって担当することとなった。<sup>60)</sup>

## （2）SBČSの分割方法とチェコ国民銀行ČNBの創立

1993年、チェコ国民銀行ČNBは『チェコ国民銀行創立に関する報告書』を発刊し、総裁トショヴスキーによる序文で、「新たな移行段階に入ったチェコ経済において、通貨は進展する全経済過程にわたって調整と安定を維持する主要な手段となる」と論じ、まず、中央銀行の役割の重要性を強調する。そのうえで、同報告書は「設立に対する法的必要条件」の設定の中で、ČNBに関する設立の経緯とその後確定された状況に関して説明している。既に述べたように、ČNB創立の法的基盤は、チェコスロバキア連邦共和国の解体以前の1992年10月8日の連邦議会を通過した各共和国における発券銀行設立の認可に関する法令No.493/1992 Coll.の改正案であった。この改正案は、現実の政治情勢を含意したものであるが、同時に、国家銀行SBČSの分割によって、実際には、統制力を喪失して活動に終止符を打つものであり、また、両共和国における中央銀行の設立は連邦の解散と結びついていた。ČNBの『報告書』は、さらに連邦法No.541/1992 Coll.の内容に言及し、チェコとスロバキアの両共和国間におけるSBČSの財産分割に関する方法論（Methodology）と原則（Corner Stone）とを明らかにしている。

59) Schröder, K. & Pieper, B., a.a.O., S.73-4.

60) Kunert, J. & Novotný, J., op. cit., pp.107-8.



1. 各共和国の領域内に存在する資産・負債に関しては「地域原則」に基づき、その継承国家に属する。
2. 両共和国の相互に係わる個々の資産・負債に関しては、人口の「比例原則」に基づき、チェコ：スロバキアは2：1で分割する。
3. 債権・債務に関しては、単独で関係している場合は、その当該国に所属する。

かくて、連邦法令 No.542/1992 Coll. をもって、SBČS と同時に連邦国家も解体され、同法は1993年1月1日より施行された。この日を境に全ての連邦に関する制度や組織は廃止された。ČNB 自体の設立は、12月17日にチェコ国民会議で承認され法令 No.6/1993 Coll. に準拠したが、この新たに作成されたチェコ中央銀行 ČNB に関する法律は、実際には、既存の旧チェコスロバキア国家銀行 SBČS 法 (No.22/1992 Coll.) を基本的には継承するものであった。というのは、旧法の草案は、IMF および世界銀行の派遣社員や多くの専門家が係わり、その評議によってヨーロッパ各国の中央銀行法令を取り入れて作成されたが、ただ、組織構造に関しては SBČS のそれを簡素化し、本店・支店・特別目的の経営単位とから構成<sup>61)</sup>されていた。

同『報告書』の「チェコ国民銀行 ČNB とスロバキア国民銀行 NBS への資産と負債の移転後の CNB の開業貸借対照表について」によれば、まず、SBČS の資産と負債に関する協議を行うために、旧 SBČS 総裁トシュヴスキー（後 ČNB 総裁に就任）により、連邦本店、両共和国本店の職員および SBČS 銀行理事会の顧問 2 人から構成される「13人委員会」が設立された。同委員会の作業は、「適正な分割方法の保証」にあり、個々の資産と負債の価値に対する責任ある評価、およびそれらの移転先の提案、継続する問題に対する規則作成の問題などであった。そのうえで、1992年度末の SBČS 閉鎖貸借対照表の資産と負債を明確に査定し、個々の勘定科目毎に ČNB と NBS の1993年1月1日の開業貸借対照表へ移転を実施した。相互決済勘定では ČNB が NBS を222億9700万コルナ凌駕すること、また IMF の資産と負債では2.29：1とチェコに有利な比率が適用された若干の例外も生じたが、全体的には既に説明した方法論と原則に基づいて作成された。同『報告書』に掲載された旧 SBČS の閉鎖貸借対照表（1992年12月31日）と ČNB 開業貸借対照表（1993年1月1日）は、第9表の通りである。

旧 SBČS と ČNB の貸借対照表からスロバキア国民銀行 NBS への資産と負債の分割額は1178億7540万コルナとなり、チェコとスロバキアの分割比率は2.28：1となる。その限りでは、連邦法令で確定した財産分割の方法の1つ、「人口比例原則」の2：1よりも若干チェコ側に多く配分されているが、それに対応して多くの負債もまた引き受けることとなった。『報告書』の解説によれば、「地域原則」の適用された財産としては「商業銀行に対する債権（債務）」や「SBČS に預託された銀行基金」などは銀行本店の所在地域を基準にして行われ、その他の勘定科目には不動産や動産の一部も含まれていた。他方、「人口比例原則」については、「両共和国に相互に係わる」財産以外では、「国家への債権・債務」の勘定科目が取り上げられている。ただ、比較的重要な勘定科目である「国際金融機関」の財産に関する記述は、ここでは全く見当たらない

61) Report on the Establishment of the Czech National Bank, Czech National Bank, 1993, pp.2-3.

第9表 旧SBČSの閉鎖貸借対照表とČNB開業貸借対照表

(単位：100万コルナ)

| (資産)                                 | 旧SBČS              | ČNB               | (負債)                                  | 旧SBČS              | ČNB                |
|--------------------------------------|--------------------|-------------------|---------------------------------------|--------------------|--------------------|
| 金・地金                                 | 6406.1             | 3958.3            | 発行通貨                                  | 99208.2            | 66138.8            |
| 外国銀行への預け金                            | 34026.7            | 25419.7           | 外国銀行に対する債務<br>(交換可能通貨)<br>(非交換可能通貨)   | 18091.0<br>0.3     | 4289.9             |
| 国際金融機関への預け金<br>(交換可能通貨)<br>(非交換可能通貨) | 15835.1<br>55163.4 | 5571.8<br>55163.3 | 国際金融機関に対する債務<br>(交換可能通貨)<br>(非交換可能通貨) | 36607.4<br>55749.1 | 36607.4<br>55749.1 |
| 外国銀行に対する債権<br>(交換可能通貨)<br>(非交換可能通貨)  | 1399.3<br>7.1      | 27.0<br>26541.0   | 国内銀行に対する債務<br>(外国通貨)<br>(国内通貨)        | 15634.0<br>89139.2 | 3465.5<br>51462.2  |
| 国内銀行に対する債権<br>(外国通貨)<br>(国内通貨)       | 12.4<br>157568.6   | 12.4<br>83082.5   | 顧客の預金                                 | 7518.8             | 5556.4             |
| 顧客に対する貸出                             | 5071.4             | 3304.3            | 国家に対する支払債務<br>(旧年度分・国家基金)             | 47436.9            | 30785.8            |
| 国家に対する債権<br>(旧年度分)<br>(国債)           | 99060.7<br>2750.0  | 59677.8<br>2750.0 | CNB 資本金                               | 5359.2             | 3642.9             |
| 証券                                   | 530.1              | 353.4             | CNB のその他準備金                           | 2034.0             | 2027.7             |
| 現金有高                                 | 7.8                | 6.0               | その他の負債                                | 9321.8             | 8498.8             |
| その他の資産                               | 8261.2             | 2357.0            |                                       |                    |                    |
| 合計                                   | 386099.9           | 268224.5          | 合計                                    | 386099.9           | 268224.5           |

出所) Report on the Establishment of the Czech National Bank, Czech National Bank, 1993, p.7. ただし、この場合の通貨単位は、チェコスロバキア・コルナである。

い。また、「交換可能通貨 (convertible currencies)」とは、主として米ドル、西ドイツ・マルクなどの「外国通貨」を、「非交換可能通貨 (non-convertible currencies)」とは「国内通貨」であるチェコスロバキア・コルナを意味すると推測しうるが、後者は新たに発券銀行として出発するČNBにとって新通貨発行によって切り替わるまでの期間に使用した暫定的範疇であった。<sup>62)</sup>

1989年、最終的単一国家銀行時代のSBČSでは、運転資金3579億8900万コルナ、設備資金1559億2100万コルナと企業への貸出額のみでも5138億7900万コルナに達する圧倒的な巨大な金融機関であった。<sup>63)</sup>ところが、翌年の1990年、商業銀行設立を目的として二層式銀行システムへの転換のために、既に言及したように、この企業への貸出部分の大半をSBČSはKBへ2790億コルナ、VÚBへ1171億コルナと合計約4000億コルナを分割・移転した。その結果、旧SBČSの閉鎖貸借対照表に記載された3860億9990万コルナは、著しく規模の縮小された数値を表していた。

連邦国家の解体は、両共和国の統一通貨であったチェコスロバキア・コルナから分離・独立し

62) Report on Monetary Development in the Czech Republic for the First Half of 1994, CNB, p.63.

ここでは、「非交換可能通貨」の範疇には、特記として、SKKすなわちスロバキア・コルナが記載されている。

63) Kunert, J. & Novotný, J., op. cit., p.116.



た自国通貨の発行を前提としたので、その法的枠組みの草案が1992年には準備され、かくて1993年2月2日、「通貨分離法」(Currency Separation Act), 法令 No.60/1993 Coll.として可決された。ただ、混乱を避けるために通貨分離開始日と通貨切り替え最終日の日程は厳格な情報管理の下に置かれ、首相クラウスにより2月4日から8日までの4日間と公表された。また、1人当たりの交換可能限度額は4,000コルナと制限された。SBČSの旧通貨から新通貨への切り替え経過期間には、分離する前の国家紙幣、チェコスロバキア・コルナ紙幣に「SPECIMEN」の文字を打ち抜いたスタンプ紙幣がČNBの暫定通貨として使用されることとなり、国民の保有する100コルナ以上の旧紙幣へのスタンプ押しの役割を実施したのはコメルチニー・バンカ(KB)であり、それ以下の旧紙幣と硬貨は、従来通りに流通させた。この方法はスロバキアでも同様であった。ほぼ3か月で新硬貨が発行され、新紙幣の流通もまた広まるにつれて、スタンプ紙幣の回収が開始された。通貨切り替えの実際の手続きは、国民が余計な現金を一時的に銀行へ預金し、また国民の貯蓄機関であるチェスカー・スポジテルナ Česká Spořitelna (旧 CSS から名称変更) とチェスカー・ポシュタ Česká Pošta (チェコ郵便局) の各支店で現金と交換可能であったから、「驚くほど順調に進展」した。さらに、銀行間支払システムはチェコとスロバキアの両国間では、決済分野において国内システムから国際システムへと変化したことから、両国間で国際支払協定が調印された。<sup>64)</sup>

### (3) ČNB の組織構成と銀行監督について

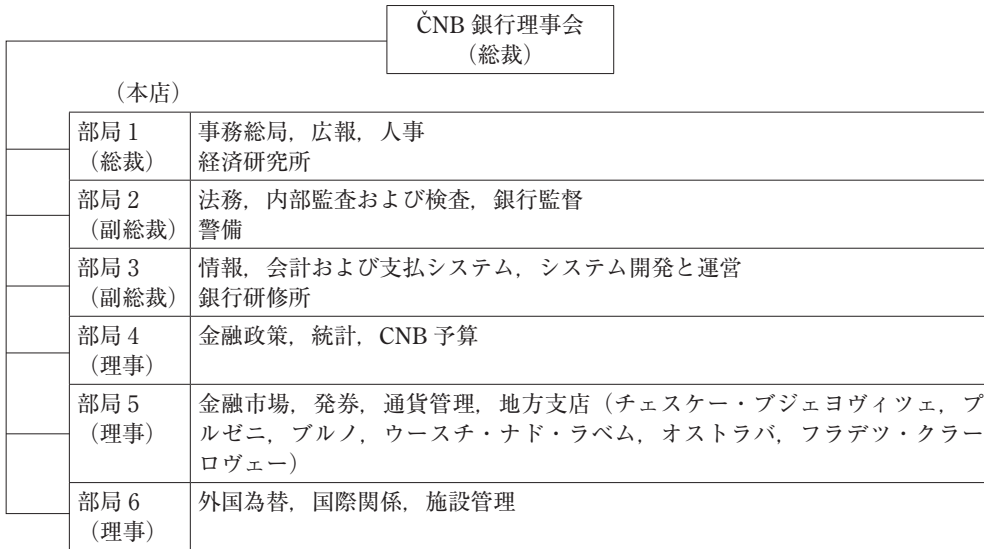
チェコ国民銀行 ČNB 法 (No.6/1993 Coll.) は、IMF および世界銀行などから派遣された専門家の助言を参考にして作成された SBČS 法に準拠するものであり、1993年1月1日に SBČS の権利と義務とを引き継いで ČNB は発足した。連邦解体による単一国家の中央銀行となったため、ČNB の組織構成はその分だけ合理化・簡素化された。ČNB 法の第5条で、銀行理事会 (Bank Board) が ČNB の最高経営機関であり、その役割は金融政策およびその実施手段の策定にあるとし、第6条では、銀行理事会構成員の要件について具体的に規定されている。総裁と2人の副総裁は、チェコ共和国大統領によって任命および解任され、その他の4人の理事は ČNB の上席役員の中から選任され、同様に大統領によって任命および解任されるとした。全ての理事の任期は6年であり、議会・政府・銀行などとの兼職は禁止された。ČNB 発足当初の職員1,550人が配置された ČNB 「組織構成図」の概略を示したのが第3図である。その後、2003年に至って作成された「組織チャート」と比較すると、骨格は一応継承されつつも、職務の編成では具体的な状況に応じて相当な変更が加えられたのも必然であろう。<sup>65)</sup>

二層式銀行システムへの転換は、当然のことながら、単一銀行から分離独立した事業銀行とな

64) Kunert, J. & Novotný, J., op. cit., pp.127-8. 両国の中央銀行は1300億 ECU の相互与信限度額を設定し、その下で全ての銀行顧客の支払いを中央銀行が一括して集約し、それを相互に ECU に転換して送付し、毎月1度、総合収支を決済し、その差額は交換可能通貨で支払うという制度であった (ibid., and Czech National Bank, Czech National Bank 1993-2003, 2003, p.9).

65) Report on the Establishment of the Czech National Bank, Czech National Bank, 1993, pp.4, 8, 9-11 and Czech National Bank, Czech National Bank 1993-2003, 2003, p.37, ANNEX 3.

第3図 ČNBの組織図



出所) CNB, Report on the Establishment of the Czech National Bank, 1993, pp.10-1より作成。

ることを意味し、さらには新設される民間銀行にしても、市場経済へ編成され、その試練を受けることであり、市場環境に適合する十分な諸要件を備えることが必要であった。1999年12月に刊行された『チェコ共和国における銀行監督に関する報告』では、当時の「先行する時代の歪みによる著しい重荷」を負った移行期初期の銀行セクターの状況を総括して、次のように記述している。「SBČS から分離して設立された既存の国家銀行および銀行は、甚だしく過小資本化にあり、多額の不良債権を保有し、難点を含んだ資金（大量の長期貸出と十分な担保保証なき貸出）を抱えていた。銀行では時代に即応した技術は不十分であったが、経営管理と意思決定プロセスは漸次確立しつつあった。職員は不足し、しかも必要な専門性と経験に欠けていた<sup>66)</sup>」。続いて同『報告書』は、転換する市場経済における銀行組織、機能、目的などに関して中央銀行と財務省間の制約関係を踏まえつつ、変化していく金融システムの構造的安定化へのプロセスを追跡する。以下その要点を摘記し、検討する。

二層式銀行システム創設の法的礎石は、既に触れた様に「SBČSに関する法令 No.130/1989 Coll.」であり、その第17条に中央銀行の役割として「通貨計画、発券、両替と通貨の回収、政府証券と外国為替の取り扱い、SBČSの情報システム、銀行、貯蓄銀行およびその他法人、金融サービスの代償、などの分野で法的規則に義務付けられた手段をもって監督する責任がある」と規定されている。この規定では、明らかに中央銀行の目的は「通貨発行、通貨流通、支払・決済システム」分野に限定され、金融円滑化に主眼があり、「銀行監督の典型的職務を含んだ」規定ではなかった。他方、同時に発効された「銀行と貯蓄銀行に関する法令 No.158/1989 Coll.」では、

66) CZECH NATIONAL BANK, Report on Banking Supervision in the Czech Republic, December 1999, p.8.

「国有金融機関形式の銀行の、株式会社、協同組合、合併企業への転換」および「合併、企業分割、減資」などの「認可」、さらには「外国持分の参加についての認可（法令 No.173/1988 Coll.）」に際して、「SBČS は当該地方の連邦および共和国の財務省の同意下で銀行および貯蓄銀行に対して権限を行使しうる」と規定されていた。発効された単一銀行システム解体を決定した2つの銀行法は「金融システムに対する国家の監督責任がまだ依然として前面に出ており」、「銀行業固有のリスク削減や銀行セクターの安全性と健全性の保護など銀行監督に関する根本的観念や目的に対応する内容が欠如していた」のである。

1990年、SBČS は法令 No.158/1989 Coll. に則した新銀行設立の免許付与に関する基本的な形式必要諸条件の対応問題に直面した。最低資本金の5000万コルナに対してはその出資金の由来、銀行設立者の履歴報告書に対してはその評価と当人の身辺関係、銀行経営専門家の存在に対しては旧体制下における銀行業の経験内容、事業計画に対してはその適否、など銀行考査の難しい課題に逢着していた。しかも、新銀行が一度発足すると、SBČS はこれらの「銀行活動を査定する権限を保有していなかった」<sup>67)</sup>。1991年初頭、先進国と同様な基準に従った銀行監督職務を遂行する新部門、「銀行監督グループ」(Banking Supervision Group, 以下 BSG と略称) が SBČS 内部に設置され、当初、7人の専門職員と1人の管理職が雇用された。BSG の作成した「実質的な規制権限を有した銀行監督実行計画」案は、直ちに SBČS 銀行理事会の発議で法制化された。この背景は「連邦および共和国の財務省が実際には銀行監督に消極的だった」ことにある。当時、既に述べたように、SBČS の組織構造は、連邦本店とチェコとスロバキアの2つの主要機関に分かれており、銀行監督組織にもまたそれに準じて両共和国を主体とした「分権的モデル」(a decentralised model) が導入され、連邦本店の役割は銀行規定の基本的観点の分析(銀行の多面性と専門性に関する問題、外国銀行支店の活動、銀行の持分権とその規制問題)に限定された。また、BSG は、IMF などの専門家の助言と協力によって銀行リスク軽減への厳格な規制措置を含んだ中央銀行に関する最初の法律を発案し、新銀行設立の必要諸条件の改定にも着手した。この問題では、連邦財務省と協力しつつ、銀行監督実施の重要条件として、基本的な会計記録を含む銀行データと規則的な情報の収受、銀行監査人との連絡、などにより分析を開始した。他方、連邦財務省も同年6月1日付で貸出金の1.5%の基準で銀行費用からの引当金の積み立てを規定した。さらに「銀行監督の重要性は、銀行業の将来の方向性」とも関係するという立場から、BSG は銀行民営化第1波に参加し、「整理再興銀行」(KOB) の設立、商業銀行不良債権の KOB への移転、政府助成金による大銀行の資本金増加、政府債による銀行金融資産の質的改善などを図った「整理再興プログラム I」(Consolidation Programme I) にも協力した。<sup>68)</sup> 1992年2月1日、「SBČS に関する法令 No.22/1992 Coll.」と「銀行に関する法令 No.21/1992 Coll.」が発効され、銀行監督とその活動の枠組みに関する法的基盤の重要性」が打ち出された。ここでは、欧州委員会銀行指令の一

67) CZECH NATIONAL BANK, Report on Banking Supervision in the Czech Republic, December 1999, p.9.

68) CZECH NATIONAL BANK, Report on Banking Supervision in the Czech Republic, December 1999, p.10. 「SBČS の銀行監督部門の最良職員の作成した銀行監督新規制案は、著しく複雑であった。各種のリスクは、外国の規制では明らかに類別されていないような新たな事物も含んでいた。……このような規制を草案した SBČS の方法はリスクの特別タイプと情報公開に焦点を当てた進歩的要素を提示していた」(ibid.)。

部およびドイツ・モデルに依拠して「銀行業の規律と情報公開」が課されることになった。<sup>70)</sup>1993年、連邦解体によってČNBが設立され、銀行監督もチェコとスロバキアに分離する新たな協定が締結された。BSGは、連邦の解体の準備と履行（銀行との交渉、FNMとKOBの資産・負債の分割と交換）などに関与した。そして、連邦本部に所属した銀行監督担当はČNBに統合され、この新たなBSGは、3分野に、すなわち企画、免許、分析と検査に区分され、発足当初では銀行監督業務に従事する専門職員数が30人を割り、職務の過大な負担に対応する能力には限度があった。とはいえ、この時点では既に3年が経過し、先行した中小民間銀行は、資産と負債の不均衡を露呈し、特に流動性問題で銀行間市場およびČNB融資の借り換えで苦境に陥る銀行も出現していた。銀行セクターの市場経済への適合化は急務であり、ČNB銀行理事会は、自己資本比率、信用リスク、流動性に関する規制改定を打ち出した。また、BSGもチェコ監査人協会（Czech Chamber of Auditors）との共同で銀行リスクマネジメント・システムを対象とした基本的監査基準を作成した。さらに、法人税のうち限定された一部を保証および貸付金に対する積立金として認可する制度も設定された。<sup>71)</sup>その他、BSGの下で、建築貯蓄金融機関を導入する法規定や抵当銀行に関する新法作成も開始され、チェコ銀行システム構築への整備が状況変化に対応しつつ展開されていくのである。

---

69) 「整理再興プログラムⅠ」(Consolidation Programme I)については、1995年末に開始された中小銀行対象の「整理再興プログラムⅡ」も含めて拙稿「体制転換の過渡期における所謂『移行機関』の役割について——チェコ経済の移行問題——」研究年報『経済学』東北大学、Vol.74, No.4 (March 2014) 61-3頁参照。

70) CZECH NATIONAL BANK, Report on Banking Supervision in the Czech Republic, December 1999, pp.11-2. 銀行監督の職務内容は次の通り。「1. 銀行法に準拠した銀行免許申請者の査定, 2. 銀行法に準拠した銀行免許条件および特別法に準拠した免許条件の遵守についての監督, 3. SBČSの公布した諸規則の遵守についての査定, 4. 瑕疵の露見には改善措置ないしは罰則の適用」(ibid.)。

71) CZECH NATIONAL BANK, Report on Banking Supervision in the Czech Republic, December 1999, pp.14-6. 「自己資本比率の範囲は6.25%と設定され、銀行は1993年12月31日までに達成しなければならず、また1996年12月31日までは8%以上を必要とされた。信用リスク規定は経済セクターと地理的領域に対応して限度を設定する義務を銀行に求めた。そして流動性規定は、次年度の30日までに過年度の予備報告書の提出を義務付けた」のである (ibid.)。